





取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	06五霞町	12伊勢崎市	15玉村町	21さいたま市	22熊谷市
	取組			取組	取組	取組	取組	
<b>1) ハード対策の主な取組</b>								
<b>■ 洪水を河川内で安全に流す対策</b>								
・洪水を河川内で安全に流す対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>利根川</li> <li>・流下能力対策(堤防整備、河道掘削等)</li> <li>・堤防及び基礎地盤の浸透対策</li> </ul>							
<b>■ 危機管理型ハード対策</b>								
・危機管理型ハード対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>利根川</li> <li>・堤防天端の舗装</li> <li>・堤防表法員の補強</li> </ul>							
<b>■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備</b>								
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨量計、水位計、CCTVカメラなど観測データをリアルタイム提供のためのシステム整備する。</li> </ul>							
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨量計、水位計、CCTVカメラなど観測装置を設置する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※注意事項所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>八斗島に水位計があるため市としての設置予定はなし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※注意事項所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。</li> </ul>
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布			<ul style="list-style-type: none"> <li>アナログ行政無線を完備している。【平成6年度】</li> <li>・防災ラジオを避難行動要支援者、関係支援協力者等に配布した。【平成25年度】</li> <li>・防災行政無線のデジタル化と併せて情報伝達手段の多角化の検討を行う。【平成28年度～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録制メール及びエリアメール等により配信できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル防災行政無線(移動系)を完備している。【平成23年度】</li> <li>・同報系無線導入の検討を行う。【平成27年度～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線を市内572か所に整備している。</li> <li>・防災行政無線で放送した内容を、市ホームページおよびテレビ埼玉のデータ放送に掲載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27～29年度の3か年で、防災行政無線のデジタル化整備工事を実施中である。</li> <li>・防災行政無線の放送内容を確認できるテレホンサービスを開始した。【平成27年度】</li> </ul>	
・河川防災ステーションや避難地盛土の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川防災ステーションや、緊急避難場所として盛土を行う避難地盛土の整備を実施する。</li> </ul>							
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張所等に水防資機材等を備蓄</li> <li>・水道用土砂を側帯及び水防拠点に備蓄</li> <li>・新技術を活用した水防資機材に関する情報の収集・紹介をする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>当町他3市1町で構成している水防事務組合の水防計画に基づき、資機材の配置計画を立てている。</li> <li>・水防事務組合の中で、水防団の水防活動の支援や安全確保のための水防資機材の充実を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防活動を実施しやすいように市内各所に水防倉庫を配置し、水防資機材を配備している。</li> <li>・消防団にライフジャケット、トランシーバーを配付している。</li> <li>・資機材の在庫調査を定期に実施し、必要に応じ資機材の補充等を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゴム長靴(全員)</li> <li>・救命胴衣(5個/分団) → 10ヶ分団/町</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防倉庫の配置計画を立てている</li> <li>・新規で水防倉庫を1箇所、設置予定。【平成28年度】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福川河川防災ステーションと水防倉庫3箇所に資機材を配備済。</li> </ul>	
・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化			<ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設:五霞町役場庁舎</li> <li>・庁舎の建て替えに合わせて、浸水対策としての設備の検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設 伊勢崎市役所東館</li> <li>浸水想定区域(0.5m未満)にあるが、浸水しない構造となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上階に置く、非常用電源を確保する、浸水しない高さへの自家発電装置を移転する等の対策を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上階に置く、非常用電源を確保する、浸水しない高さへの自家発電装置を移転する等の対策を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設:熊谷市役所本庁舎</li> <li>災害対策本部を設置する熊谷市役所本庁舎は、1.0～0.5mの荒川浸水想定区域に位置しているため、市役所本庁舎の地下に設置していた自家発電装置を撤去し、屋上に新設した。</li> </ul>	
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備			<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部は、町長室の隣に災害対策室に設置することとしている。</li> <li>・災害対策専用パソコンはないため、職員が普段使用しているノートパソコンを用いられない。FAXは常設していないので、防災担当フロア内に設置されているものを使用する。また、大型TV、パソコンと接続する大型モニターはない。</li> <li>・災害対策本部用の部屋はないため、執務室で対応することとなる。特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長室隣の災害対策室が本部になる。</li> <li>・モニターが整備されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>群馬県防災行政無線(地上系、衛星系)、FAX、パソコンが整備済。</li> <li>・町防災行政無線(移動系)。</li> <li>・町所有の通常パソコン。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部は、危機管理部の執務室がある消防庁舎に設置することとしている。</li> <li>・「さいたま市総合防災システム」にパソコンや携帯電話からログインすることで、被害情報の収集等が可能である。</li> <li>・危機管理部執務室にFAX、大型TVが、災害対策室にパソコンと接続する大型モニターが常設されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部は、市長室と同じフロアの会議室に設置する。</li> <li>・本庁舎の回線がダウンした場合に備えて、wifiモバイルルーターでインターネット接続可能なノートパソコンを1台所有している。そのほか、テレビ、プロジェクター、スクリーン各1台所有。</li> </ul>	
・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化を実施する。</li> </ul>							

概ね5年で実施するブロックにおける取組  
(利根川上流部右岸ブロック)

取組項目	23行田市 取組	24加須市 取組	25本庄市 取組	26春日部市 取組	27羽生市 取組	28鴻巣市 取組	29深谷市 取組
1) ハード対策の主な取組							
■ 洪水を河川内で安全に流す対策							
・洪水を河川内で安全に流す対策							
■ 危機管理型ハード対策							
・危機管理型ハード対策							
■ 避難行動、水防活動、排水活動に資す							
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備							
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	・本庁舎屋上に雨量計を設置済み。 ・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・雨量計システムを導入済み。(時間外であっても瞬時に警報メールが担当職員の携帯に届く、また、外部サーバー上にページを設け、いつ、どこでも、誰もが、その状況を確認できる。)	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。		・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。		・豊里東部排水機場、清水川排水機場、七間堀排水機場、柳原排水機場、高田堀川、田谷、元宮橋、緑ヶ丘の計8か所に設置済み。
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	・防災行政無線をデジタル化に移行済み。【平成27年度】	MCA無線、戸別受信機を導入した。【平成26年度】 難聴地域の解消のため、電話による自動応答サービス、HPへの同時記載、安全安心メールへの同時送信を併用している。	・同報系防災行政無線デジタル化済み	・防災行政無線(同報系・移動系)のデジタル化を実施中 ・防災情報を送信できるメール配信サービスを提供している	・防災ラジオについては、自治会長を中心とした一部住民に配布している。【平成21年度】 ・防災行政無線のデジタル化への対応を図ると共に、順次聞き取りにくい地域の解消に努める。また戸別受信機の増設、自動応答サービス等の利用啓発を行う。	・デジタル行政無線を完備している。【平成24年度】 ・防災行政無線個別受信機を配布している。 ・防災行政無線メールを配信している。	・防災行政無線デジタル化更新工事中【平成28年度更新完了】 ・防災行政無線デジタル化更新工事により難聴区域解消のため、37基増設中。【平成28年度】
・河川防災ステーションや避難地盛土の整備		・利根川上流河川事務所と協力して、河川防災ステーションや水防拠点の整備を行っている。			羽生河川防災ステーションが整備済み。		下高島地区水防拠点(避難地盛土)を整備中。
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	・水防倉庫4箇所水防資機材を配備している。	平成29年度までの5ヶ年計画で必要資材を水防倉庫に備蓄している。	・市内3箇所水防資機材を収納する水防小屋を設けている。 ・本庄市と上里町で構成される坂東上流水害予防組合で土のう袋や水防工法などで使用する資材を備蓄している。 ・市でも土のう袋や発電機、水中ポンプなどを配備している。 ・備蓄している水防資機材等には一部老朽化しているものもあるので、随時更新する【平成28年度～】 ・新たな資機材の必要性を確認し、装備の充実を図る。【平成28年度～】	・土のう、トラロープ、シート、スコップ等を水防倉庫に保管している。 年一度点検している。	加須市・羽生市水防事務組合の水防資機材備蓄計画に基づき、各水防倉庫に配備している。	・水防倉庫を設置して水防資機材を配備している。	防災倉庫に水防資機材を配備
・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	・地上に嵩上げし設置してある自家発電装置について、現在の想定浸水深では水没する恐れがあるため、さらなる対策の検討に努める。	・各庁舎及び避難所等の災害活動拠点においては、2・3階以上に非常用電源を確保している。非常用電源は、主に稼働式の発電機を数台と、燃料として、当面の間、運転できる分のエンジンオイルとガソリンを備えている。	・本庁舎は浸水想定区域に含まれていない。	・各ポンプ場・排水機場には耐水性を備えた自家発電装置等を設置している。 ・また、可搬型の発電機を用意してある。(リース)	・対象施設:羽生市役所庁舎 浸水想定区域にあり、また多くの情報通信設備が、耐水性を有していない為、浸水により機器が使用不能とならないよう、水害に備え、床から最低限の高さを確保し設置している。	・対象施設:鴻巣市役所新館 ・浸水想定区域にあるが、基礎をあげているため、浸水はしなないと想定される。	・市役所本庁舎建て替えを予定しており、新庁舎において、浸水しない高さへの自家発電装置を設置予定【平成32年】
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	・災害対策本部は市長室に近い会議室に設置する。 ・災害対策専用パソコンはないので、職員が普段使用しているノートパソコンを情報収集に使用する。 ・伝達設備は、FAXやMCA無線機などを使用する。	・地域防災計画で設定。 ・災害対策本部は本庁舎における庁議室に設け、代替施設は市民防災センターを位置付けている。通信連絡の体制は、市又は県の防災行政無線(MCA無線を含む)、災害時優先電話、携帯電話、県オペレーション支援システムを活用する。	・通常業務に使用しているパソコン等を使用予定 ・坂東上流水害予防組合の水防対策本部は市の災害対策本部と併せて設置されるが、組合としては職員が普段使用しているノートパソコンを用いる。テレビ、FAXは都市整備部に設置されているものを使用する。	・本部設置時に必要な情報収集・伝達設備として、パソコンやFAX等を整備している。 ・また、市の防災行政無線や県の防災行政無線等の設備操作が出来る状況となっている。	・災害対策本部は羽生市役所本庁舎に開設することになっている。 ・対策本部開設にあたり必要となるパソコン、コピー機器、FAX等については企画課が、テレビ等に関しては財政課といたように、各課分類して準備することになっている。 ・災害対策本部用の部屋はないため、執務室、会議室等で対応することになる。	・災害対策本部用の部屋はないため、執務室で対応することとなる。 ・特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。	・災害対策本部専用のパソコンなどの設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXなどを使用する。
・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策							

概ね5年で実施するブロックにおける取組  
(利根川上流部右岸ブロック)

取組項目	30草加市 取組	31越谷市 取組	32桶川市 取組	33久喜市 取組	34八潮市 取組	35三郷市 取組	36蓮田市 取組
1) ハード対策の主な取組							
■ 洪水を河川内で安全に流す対策							
・洪水を河川内で安全に流す対策							
■ 危機管理型ハード対策							
・危機管理型ハード対策							
■ 避難行動、水防活動、排水活動に資す							
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備							
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置				・簡易水位計や量水計等の設置について検討をおこなう。			
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	・防災無線をアナログからデジタルに改良。【平成27年度】  ・防災行政無線のほか、情報伝達手段の多重化の検討を行う。	・情報配信のための登録制メール、ツイッター、LINE、Lアラートを整備済み。  ・防災行政無線については、平成34年12月で現行のアナログ機器が使用できなくなることから、平成33年度までにデジタル化の再整備実施に向けて検討中。【～平成33年度】	・防災行政無線の放送内容をメールで配信するサービスを平成23年12月から実施している。  ・防災行政無線については、デジタル化を進めていく予定。【平成30年度～】	・防災行政無線デジタル化について、平成26年度は基本設計、平成27年度は実施設計を行った。 ・防災行政無線の放送内容をメールで配信するサービスを平成23年1月から実施している。  ・防災行政無線デジタル化の整備を実施する。【平成28年度～】 ・本庁舎防災無線室の通信制御装置及び消防組合の遠隔制御装置の整備【平成28年度】 ・本庁舎防災無線室のオプション装置を整備する。【平成29年度】 ・各地区の屋外拡声子局(全266局)を整備する。【平成29年度～31年度】	・平成31年度まで固定系防災行政無線のデジタル化整備を実施中。 ・防災行政無線戸別受信機を各町会に配布。 ・Lアラート、市メール配信システム、緊急通報メールを整備済み。	・固定系(同報系)はデジタル行政無線を完備している。 ・移動系無線についてはデジタル化を検討している。	防災行政無線デジタル化工事済(基地局及び屋外拡声受信子局)
・河川防災ステーションや避難地盛土の整備							
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	・必要資機材は防災備蓄倉庫等に備蓄。  ・適宜水防資機材の更新及び適切な管理を行う。	水防資機材については、2箇所に配備している。	・大雨時、市民から土嚢や排水ポンプの設置要望を受けた際、迅速に対応できるよう常備している。	久喜市を含む5市町で組織される水防事務組合(利根川栗橋流域水防事務組合)で水防資機材を保有している。	・土のう、ブルーシートを保管している。定期的な土のうを作成し、計画的に管理している。	・水防団が利用しやすいように資機材の配置計画を立てている。 ・資機材の充実を図る。【毎年度】	・水防活動資器材(ライフジャケット等)を各水防団へ配備する。
・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	・市役所本庁舎西棟屋上階に設備がある。  ・その他庁舎等の自家発電設備等の耐水化について検討していく。	・対象施設:本庁舎、第二庁舎、第三庁舎各庁舎ごとに非常用発電設備を設けている。庁舎敷地内は浸水想定区域内にある。非常用発電設備に関して、本庁舎は、地上の架台の上に設置。第二庁舎、第三庁舎は、屋上に設置しているため浸水の恐れなし。	庁舎は浸水区域外	・本庁舎敷地内の自家発電装置について、ハザードマップの浸水想定を考慮の上、周りの地面より高い場所へ設置している。	・市庁舎の代替施設として、八潮消防署、八潮メセナを防災拠点と位置づけている。	・対象施設:三郷市消防・防災総合庁舎3階庁舎は浸水想定区域にあるが、本部を3階に設置することにより災害対応の継続は可能、と想定される。	・対象施設:蓮田市役所庁舎庁舎は浸水想定区域から離れている。また、非常用の発電機は庁舎の屋上に設置されている。
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	・災害対策本部は、市役所本庁舎西棟5階の会議室に設置するとしている。 ・パソコン等設備については、言及していない。  ・災害対策本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備(パソコン、FAX、CCTV表示モニター等)の整備を行う。	・災害対策本部は、原則、市長室の隣の会議室に設置されるため、無線設備を備えてあるが、本庁舎が被災した場合も想定し、代替となる第二庁舎の大会議室にも同様に備えてある。 ・また、災害情報管理システムを構築し、職員の参集状況や市内の被災状況等の情報を集約、一元化・共有化する体制を整備している。 ・平成27年度に移動系デジタル防災行政無線を整備し、地区防災拠点となる地区センターや指定緊急避難場所・指定避難所となる小中学校、各ライフライン機関等にFAXを備えた無線子局を整備した。	・災害対策本部は桶川市役所本庁舎に開設することになる ※現在は庁舎建替のため、仮設庁舎にて開設する	・災害対策本部設置時は、平常時の業務で使用している職員毎の端末やFAX等を使用して情報収集及び伝達を行う。	・固定系・移動系防災行政無線、トランシーバー、衛星携帯電話、消防無線及びモバイルWi-Fiルーターのほか、埼玉県災害オペレーション支援システム、埼玉県衛星系・地上系防災行政無線を整備している。	・災害対策本部は、消防・防災総合庁舎3階に設置することとしている。 ・災害対策専用パソコンは5台あり、それ以外は、職員が普段使用しているノートパソコンを用いることになる。危機管理部門の事務室が併設されているのでFAX等は常設している。大型TVがあり、パソコンと接続することでCCTVを表示できる。	・災害対策本部用の部屋はないため、執務室で対応することとなる。 ・特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。 ・県の災害オペレーション支援システム等を使用し情報収集及び伝達を行う。
・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策							

概ね5年で実施するブロックにおける取組  
(利根川上流部右岸ブロック)

取組項目	37幸手市 取組	38吉川市 取組	39白岡市 取組	40上里町 取組	41宮代町 取組	42杉戸町 取組	43松伏町 取組
1)ハード対策の主な取組							
■洪水を河川内で安全に流す対策							
・洪水を河川内で安全に流す対策							
■危機管理型ハード対策							
・危機管理型ハード対策							
■避難行動、水防活動、排水活動に資す							
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備							
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置				・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。			
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	・デジタル行政無線を完備している。【平成26年度】 ・防災防犯情報のメール配信サービスを行っている。【平成26年度】	・デジタル防災行政無線を整備中。【平成28年度】 ・情報配信手段については、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、スマートフォンアプリ(Yahoo防災速報)、埼玉テレビデータ放送を整備済み。	・平成28年度に防災行政無線デジタル化の整備工事を施工中。 ・デジタル化により、安心安全メールや市ホームページ、SNS等の田の情報伝達手段との連携が強化される。 ・「白岡市安心安全メール」(登録制メール)にて、防災無線で流した内容等をメール配信している。	・デジタル防災行政無線(移動系)を完備している。【平成24年度】 ・防災行政無線(同報系)については、アナログで運用しており、今後はスプリアス規格の対応、デジタル化への以降に向けた電波調査を行う。	・防災行政無線デジタル化を整備中。 ・デジタル防災行政無線の整備を予定している。(工事の入札済み)	・登録制メール配信、アラートを整備済み。 ・自主防災会長へ個別受信機1台あり。 ・デジタル化に向け検討中。	平成25年度からデジタル化工事を行っている。(平成28年度完了)
・河川防災ステーションや避難地盛土の整備							
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	・水防計画によって各水防倉庫に資機材が配備されている。	・水防団が利用しやすいように資機材の配置計画を立てている。	土のう、ブルーシート等を備蓄している。土のうは、一定数を確保するように管理している。	・資機材の充実を図る。	・担当課において水防資機材を準備中。	・町内3箇所の水防倉庫に水防資機材を配備している。(利根川栗橋流域水防事務組合)	水防団が利用しやすいよう、資機材の充実を図る
・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	・災害対策室の自家発電装置は想定浸水深より高い位置に設置。	・対象施設:吉川市役所本庁舎、第2庁舎 ⇒庁舎移転の予定【平成30年度～】 移転に併せて、自家発電装置の耐水化を実施予定	・市役所庁舎に隣接する土地に建設中の生涯学習施設の屋上に72時間使用可能な非常用発電設備を備える予定(平成30年度完成予定)	・対象施設:上里町役場庁舎 浸水想定区域にあるが、地盤も高い位置にあるため、浸水はしないと想定される	・防災行政無線デジタル化工事に伴い非常発電装置についても整備予定。	・役場庁舎及び代替庁舎となる「すぎとピア」には、自家発電が整備済みである。	・浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上への階に置く、非常用電源を確保する、浸水しない高さへの自家発電装置を移転する等の対策を検討する。
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	・災害対策室にあるFAXやTV、CCTV表示モニターを使用し、パソコンについては職員が普段使用しているノートパソコンを用いる。	・災害対策本部は、第2庁舎の会議室に設置することとしている。 ・災害対策専用パソコンはある。FAXは常設していないので、倉庫に保管されているものを使用する。また、TVはあるが、パソコンと接続する大型モニターはない。	・通常業務用パソコン、タブレット、FAX(電話回線)、防災行政無線(同報系、移動系)、非常用電話(地上系、衛星系)、埼玉県防災用FAX(地上系、衛星系)、災害時緊急連絡用携帯電話等。	・災害対策本部は、庁議室に設置することとしている。 ・災害対策専用パソコンは1台あるが、それ以外、職員が普段使用しているノートパソコンを用いるしかない。FAXは常設していないので、総務課に設置されているものを使用する。	・災害対策本部は、市長室の隣の会議室に設置することとしている。 ・情報収集資機材については、防災行政無線デジタル化整備工事の中で設置予定。	パソコン、FAX	・災害対策本部専用の部屋は無いため、会議室で対応する。 ・移動系防災行政無線の親局の利用可能。 普段使用しているパソコンを利用する。
・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策							

概ね5年で実施するブロックにおける取組  
(利根川上流部右岸ブロック)

<都県> 黒字: 都県が挙げた取組、青字: 都県が挙げていないが必要な取組(実施予定も含む)

取組項目	47足立区 取組	48葛飾区 取組	49江戸川区 取組	茨城県 取組	群馬県 取組	埼玉県 取組	東京都 取組
1) ハード対策の主な取組							
■ 洪水を河川内で安全に流す対策							
・洪水を河川内で安全に流す対策							
■ 危機管理型ハード対策							
・危機管理型ハード対策							
■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する							
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備							
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置				・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。	・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。	・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。	
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	・防災行政無線のデジタル化に向け、平成28年度に設計委託、29～32年度に工事を予定している。  ・防災行政無線のデジタル化実施設計【平成28年度】工事【平成29年～31年度】	・防災行政無線のデジタル化の整備が完了している。 ・希望する聴覚・視覚障害者に電話・FAXで避難情報を発信する。	・防災行政無線のデジタル化を進めている。【平成27～31年度】				
・河川防災ステーションや避難地盛土の整備							
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	東京都水防計画の資材標準備蓄品目を参考に資機材を保管している。	消防団に6艇ゴムボートを貸与している	・2tポンプ車1台を保有している。	・水防資機材の充実を図る(予定)。 ・新技術を活用した水防資機材による配備充実を検討する(予定)。	・県内12土木事務所に水防倉庫を設置し、資機材の整備を図っている。 ・地域防災計画に基づく水防資材の備蓄を毎年行っている。	・水防活動を支援するための水防資機材等を配備する。	・水防資機材倉庫等に土のう袋や水のう袋、ショベル、ツルハシ、一輪車等を配備している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。
・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	・庁舎及び自家発電装置の耐水化について、本庁舎の各入り口に、止水板が設置できる構造となっている。また、浸水した場合に備えた排水ポンプは設置済みである。  ・災害拠点病院の耐水化については、把握していない。	・浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上階に置く、非常用電源を確保する、浸水しない高さへの自家発電装置を移転する等の対策を検討する。	・区役所本庁舎は非常用電源を2階に配備している。	・県庁舎については、浸水の可能性が無い。	・伊勢崎佐波医師会病院では、災害対策本部を通常は1階総務課としているが、水害時には2階以上の会議室等でも活動可能である。 ・伊勢崎佐波医師会病院は、立地近辺では0.5m未満の浸水被害が予想されている。浸水時の患者搬送等は消防所有のボートにより搬送する。 ・伊勢崎市民病院は、毎年1回、災害医療活動訓練を実施しており、平成28年度は水害対応訓練を計画している。 ・災害医療活動訓練を行うべく災害医療活動ワーキングチームを設置し検討している。	・埼玉県本庁舎が浸水する可能性は少ない。	・都庁舎については、浸水想定区域外にある。
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	・災害対策本部は、区長室の隣の会議室に設置することとしている。 ・機材等設備面は問題はないが、電源が使用できないときは起動しない等対策を早急に検討する必要がある。	・情報の収集・伝達のための設備(パソコン、FAX、CCTV表示モニター等)の整備はしているが、庁舎が浸水すると使用できなくなる	・防災行政無線(デジタル化)、高所カメラ、MCA無線、DIS(東京都災害情報システム)、河川管理者の映像共有化システムを配備。	・県防災情報ネットワークシステムの整備。 ・各市町村間での情報共有。 ・災害対策室の大型スクリーンの整備 等。	・県庁7階に災害対策本部が設置されており、約50人が1箇所で開催することが可能となっている。(85インチ×3及び50インチ×1のモニターがある。)このほか、県警のヘリテレ映像や関東地方整備局からの映像配信ラインのほか、内閣府、国交省及び消防庁との直通電話機も設置されている。	・災害対策本部は危機管理防災センター本部会議室に設置し、大画面のスクリーンモニターを配備している。 ・その他、防災行政無線で各防災機関との連絡を行うための統制室、災害時に職員等が集まり、実際に情報を収集、分析、指揮するためのオペレーションルームが存在する。 オペレーションルーム内には、インターネットへ接続できるパソコン、行政無線、パソコン画面を映し出すテレビモニター等を配備している。	・水防対策本部は、都庁第二本庁舎6階にあり、河川状況監視や情報伝達のためにパソコン、FAX、モニター等を配備している。
・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策				・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。	・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。	・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。	・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。

取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	06五霞町	12伊勢崎市	15玉村町	21さいたま市	22熊谷市
	取組			取組	取組	取組	取組	
2)ソフト対策の主な取り組み ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取組								
■住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知								
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	・河川氾濫時の浸水深や出水時の避難所等を示した看板の公共施設や電柱等への設置に関する自治体支援を行う。			・町内の電柱、学校、公共施設等に水深、避難経路などの表示看板を検討する予定。【平成29年度～】	・避難誘導看板の設置を検討する。	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。	・企業と、避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を締結しており、順次、設置を拡大している。	・浸水想定区域の見直し後、必要に応じて、まるごとまちごとハザードマップの整備を検討していく。
・越水開始予測情報の提供	・リードタイム(避難指示時間)を考慮した堤防天端到達時間(避難判断水位や氾濫危険水位到達からの時間)の予測情報を市区町へ提供する。							
・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション	・市区町別に、注視すべき水位観測所や、破堤すると氾濫水が到達する堤防区間と浸水シミュレーション結果を示した資料を作成し、提供する。							
・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供	・家屋倒壊、氾濫水の最大深度の観点から立ち退き避難が必要なリスクの高い区域の表示を行う。							
■避難計画、情報伝達方法等の改善								
・住民等への情報伝達方法の改善				・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、町公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、アラート、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・各地域の民生委員、自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。 ・防災行政無線のデジタル化の検討を行う。【平成28年度～】	・防災行政無線、登録制メール、広報車、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、報道機関の協力を得て行う。 ・自主防災組織の長に連絡をして、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意する。	・地元区長への電話連絡。 ・広報車、水防団車両による広報。 ・登録制の情報メール配信。→「メルたま」 ・緊急災害情報配信サービス(携帯会社3社) ・災害に係る情報発信(ヤフー) ・ラジオ放送による情報発信(FMたまむら)	・避難勧告・指示を発令した場合は、下記伝達手段により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 市HP、防災課HP、テレ玉データ放送(Lアラート)、フェイスブック、ツイッター、エリアメール・緊急速報メール、防災行政無線、広報車	・避難勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、市職員・消防団員による巡視等により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・自治会又は自主防災組織への電話 ・緊急速報メール、インターネット(HP、ツイッター、フェイスブック)による情報伝達 ・ファクシミリによる関係各所への一斉送信 ・防災行政無線(放送内容確認テレホンサービス含む)、広報車の利用 ・県災害オペレーション支援システムを利用したアラートへの情報配信(ラジオ、テレビ等報道機関への広報協力要請)
・リアルタイム情報の提供やブッシュ型洪水予報の情報発信	・避難行動のきっかけとなる洪水予報等のリアルタイム情報のブッシュ型配信を行う。							
・避難勧告等の発令基準の改善				・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。【平成24年度】 ・避難勧告判断マニュアルを地域防災計画に掲載し、わかりやすい避難勧告・指示の発令基準を設定した。【平成24年度】 ・地域防災計画の改訂に合わせて、避難勧告判断マニュアルの見直しを検討【平成29年度】	・避難判断マニュアルを作成してある。	・利根川水系 避難準備情報: ①上福島観測所の水位が3.70mに達し、かつ水位の上昇が見込まれる場合 ②降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 ③漏水等が発見された場合 避難勧告: ①上福島水位観測所の水位がはん濫危険水位である5.24mに到達した場合 ②異常な漏水等が発見され河川氾濫のおそれがある場合 避難指示: ①付近の堤防高に到達する ②堤防が決壊するおそれがある ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成を受けて、洪水ハザードマップの改定を行う。【平成29年度以降】	1)当該地域又は土地建物等に災害が発生する恐れがある場合 2)市内雨量観測所降雨指標(予想を含む)・時間雨量30mm以上 3)関連水位観測所河川水位指標・危険度レベル3以上 4)土砂災害警戒情報が発表されたとき 5)大雨警報(土砂災害)発表、かつ、土砂災害警戒判断メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の判定基準を超過」した場合 6)大雨警報(土砂災害)が発表されている状態で、記録的短時間大雨情報が発表された場合	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。
・避難場所・避難経路の再確認と改善				・町内のほぼすべてが浸水想定区域となるため、公共施設で2階以上にある建物を緊急避難場所とし、学校、公民館などの公共施設を避難所として指定している。 これらは、ハザードマップ、ホームページで情報公開している。 ※・避難経路は設定していない。 ・避難所はハザードマップ、ホームページ、広報誌により周知しているが、避難経路については未策定のため、今後、検討する。【H29年度～】	・小中学校や公民館等を指定しており、ハザードマップ作成の際に、洪水時に使用できるかの検証を行っている。	・役場庁舎、学校、幼稚園、保育所、児童館、社会体育館、文化センター、老人福祉センター、道の駅を指定避難所としている。 ・町内の北西方向の高い場所、高い建物等への緊急避難を案内する。 ・車両を使用している避難案内をする。	・避難経路については、ハザードマップ等を参考に、住民自身で事前に確認していただくようお願いしている。	・浸水想定区域外の公園等[屋外施設]を指定緊急避難場所とし、浸水のおそれがない場所等(※)にある学校、公民館、保育所等[屋内施設]を指定緊急避難場所兼指定避難所とした。 ※指定避難所は「平屋の場合、浸水深0.5m未満の場所にあること」「2階建ての場合、想定浸水深が2.0m未満の場所にあること」「3階建て以上の場合、想定浸水深が5.0m未満の場所にあること」を満たす施設を指定している。 ・これらは、ハザードマップ及びくらしのカレンダー(全戸配布)に掲載し、ホームページでも情報公開している。



取組項目	23行田市	24加須市	25本庄市	26春日部市	27羽生市	28鴻巣市	29深谷市
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
2)ソフト対策の主な取り組み ①逃げ遅れゼロ							
■住民等の避難行動につながるわかりや							
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	・今後、まるごとまちごとハザードマップの整備について検討を行う。	・市内では大利根地域の一部で、実際にカスリーン台風による洪水被害が発生したときの浸水深を、電柱に巻き付けた看板に避難所情報と併せて表示・周知している。	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。	・避難場所に指定避難場所であることを表示する看板を設置している。 ・各駅に避難場所案内看板を設置している。 ・避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を東京電力グループ及びNTTグループの広告代理事業者と締結しており、電柱に避難場所案内看板を随時設置している。	・避難所等の看板設置促進のため、地域貢献型電柱広告に関する協定を民間企業と締結した。	・浸水想定区域内の電柱、学校、公共施設等に水深、避難経路などの表示看板を設置する予定。 ・企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結して、町内各所に設置してある電柱に避難場所、避難経路を示していく予定。	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。
・越水開始予測情報の提供							
・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション							
・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供							
■避難計画、情報伝達方法等の改善							
・住民等への情報伝達方法の改善	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、行田ケーブルテレビ、ホームページ、緊急通報メール、ツイッター、フェイスブック等を活用し、防災関係機関、防災拠点、市民、事業所等に対し情報等を迅速に伝達する。	地域防災計画上に、災害広報として、防災行政無線や電話・FAXなどをもち、段階的に、誰が、何を、どのように、情報伝達していくかを定めている。	・防災行政無線、緊急通報メール等で情報伝達を行うことを地域防災計画で規定している。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、緊急通報メール、アラートの協力を得て広報を行う。 ・各自治会あて一斉FAXを利用し、情報を提供する。	・防災行政無線、メール配信サービス、緊急通報メール、アマチュア無線、タクシー無線、市ホームページ、twitter等公式ソーシャルメディア、道路情報表示板等を有効的に活用し、情報伝達を迅速かつ的確に行う。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、サイレン、口頭伝達、テレビ、ラジオ、緊急通報メール、インターネット等を通じて広報を行う。 ・消防団員、自主防災組織の協力を得て、当該地区の避難行動要支援者にも周知徹底を図る。	防災行政無線、深谷市メール配信サービス、テレビ埼玉dメニュー、テレドーム、緊急通報メール、広報車、アラートなどの伝達手段により周知を行う。
・リアルタイム情報の提供やブッシュ型洪水予報の情報発信							
・避難勧告等の発令基準の改善	・八斗島水位観測所の水位が避難判断水位3.9mに到達した場合、状況に応じ、避難準備情報を発令する。また、氾濫危険水位4.8mに到達した場合や到達するおそれがある場合、避難勧告又は避難指示を発令する。	地域防災計画上に、河川ごとに、配備体制(第1～第3)ごと、また避難準備情報、避難勧告、避難指示のそれぞれの避難情報ごとに、それぞれの発令基準となる、水位を設定している。	・地域防災計画では警戒水位で避難準備情報、避難判断水位で避難勧告、氾濫危険水位で避難指示となっている。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 ・避難勧告等マニュアルを作成中。	・職員初動マニュアル【風水害編】、避難判断マニュアルを作成し、発令基準を記載している。
・避難場所・避難経路の再確認と改善	・指定緊急避難場所、緊急避難所は、主に小中学校や公民館を指定している。 ・市の大半が浸水想定区域になっており、避難場所の階数を限定して使用可としている。(中央小学校2階以上使用可と洪水ハザードマップに掲載している。)	地域防災計画上に、防災活動拠点として、震災と風水害対策の、それぞれ別に避難所や避難場所のほかに救援物資受入施設等を含めた防災活動拠点を指定している。	・現在、指定避難所、指定緊急避難場所について選定中。 ・既存の地域防災計画で定める避難所・避難場所については、ハザードマップにおいてその浸水深等を示している。	・ハザードマップやホームページで避難場所を掲示している。 ・浸水の生じない場所又はフロアとなる公共施設等を緊急避難場所とし、そのうち、建物を有する箇所を避難所として指定している。 ・市のポータルサイト(オランダ)や各駅の避難場所案内看板等で避難場所への案内をしている。なお、避難場所案内看板にはQRコードによる案内もしている。	・指定避難所は、小・中学校の体育館や公民館棟を応急的に使用するが、1階が浸水する見込みの場合、施設の2階以上を使用する。指定避難所については、食料・日用品・資機材等の備蓄を浸水のおそれのない安全な場所で管理することができる施設を対象に指定する。 ・これらについては、ホームページやハザードマップで情報公開している。	・防災マップ、ホームページで避難場所・避難経路を周知している。	・浸水想定区域外の公民館や学校などの公共施設を指定緊急避難場所として指定している。 ※避難経路の掲示はしていない。

取組項目	30草加市	31越谷市	32桶川市	33久喜市	34八潮市	35三郷市	36蓮田市
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
2)ソフト対策の主な取り組み ①逃げ遅れゼロ							
■住民等の避難行動につながるわかりや							
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	・市内小中学校に指定避難場所の看板設置済み。 ・電柱に避難場所等の案内広告を設置していく。	・電柱への看板設置に関する協定を締結し、電柱への避難場所案内表示を随時設置している。	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。	電柱に張り付ける形で設置している39個の看板を平成27年度末に更新した。昭和22年カスリーン台風時の実績浸水深及び付近の避難所について記載している。	・想定浸水深を表示する看板は未整備であるが、市内150箇所の電柱に、避難所誘導看板を設置している。 ・避難所誘導看板の設置箇所を増やす。	・市内小中学校に指定避難場所の看板設置済み。 ・現在、電柱に掲示はしていないが、今後、浸水深などの情報を掲示することを検討している。	・広告関連業者と協定を結び電柱広告に公共スペースを設け、避難所・避難場所の掲示に努めている。
・越水開始予測情報の提供							
・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション							
・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供							
■避難計画、情報伝達方法等の改善							
・住民等への情報伝達方法の改善	・地域防災計画(水害編)に記載している。 [市]対象地域住民に対し、市防災行政無線(同報系)、広報車、口頭等により避難勧告等を伝達、インターネットのホームページ等に掲載 [消防]消防団員、消防車両、口頭等により伝達、自主防災組織等の協力による組織的な伝達 [放送機関]市は各放送機関に避難勧告・指示の内容の放送を要請 ・防災行政無線が聞こえにくい地域について、市民にメール配信サービスの登録等啓発していく。	・避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、Lアラートなど、状況により緊急連絡メールにて行う。 ・防災行政無線が聞こえにくい地域について、市民にメール配信サービスの登録等啓発していく。	・防災行政無線 ・桶川市防災情報メール ・桶川市HP ・広報車 ・電話 ・テレビ等報道機関への広報依頼 以上を整備済み。	・地域防災計画で伝達方法について記載している。 防災行政無線、防災行政無線情報メール、広報車、Lアラート、エリアメール、緊急連絡メール、フェイスブック、ツイッター、ライン。	防災行政無線、市ホームページ、緊急連絡メール、Lアラート、市メール配信システム、広報車、一斉FAX、自主防災組織との連携。	・防災行政無線 ・広報車 ・緊急連絡メール(エリアメール) ・三郷市公式サイト ・SNSの活用 ・Lアラート→地デジデータ放送等 以上を整備済み。	・防災行政無線、広報車、市ホームページ、市公式メール配信サービス、防災無線放送確認ダイヤル、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・本部体制設置の際に自主防災会長に連絡。
・リアルタイム情報の提供やブッシュ型洪水予報の情報発信							
・避難勧告等の発令基準の改善	・地域防災計画(水害編)で避難準備情報、避難勧告等の発令判断基準を記載している。 ・避難判断基準等の見直しを検討していく。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 (荒川水位観測所の避難判断水位4.8mを超えた時点で避難準備情報を発令し、氾濫危険水位5.6mを超えた時点で避難勧告を発令)	地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準について記載している。	現状は以下のとおり定めている。 避難準備情報：氾濫注意情報が発表され、河川水位の状況や気象情報等から判断して一定時間後、避難を要する状況になる可能性がある場合。 避難勧告：避難判断水位に到達し、その後も水位の上昇が見込まれる場合。 避難指示：氾濫危険水位に到達し、その後も水位の上昇が見込まれる場合。	・地域防災計画(あるいは水防計画等)で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	地域防災計画に避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。
・避難場所・避難経路の再確認と改善	・ハザードマップにより避難場所を周知している。 ・避難場所等を記載したハザードマップを改訂し、市民に配布していく予定。	・水害時の指定緊急避難場所や指定避難所となる施設は、2階以上の部分としている。 ・災害発生時における道路の損壊や周囲の延焼等による被害状況に応じて、迅速に安全な場所に避難するため、平常時から市民自らが指定緊急避難場所や指定避難所を認識しておくよう出張講座や防災マップ等で啓発している。 ※本市では、道路の破損、周辺の火災や浸水等により通行が困難になることも考えられるため、地域ごとの避難場所や避難経路を固定化していない。	・避難場所を桶川市HP、防災ガイド等で周知している。	・現在指定緊急避難場所として106箇所、指定避難所として77箇所指定している。指定避難所は学校や福祉施設等を指定しているが、指定緊急避難場所はその他に公園等も指定している。指定緊急避難場所106箇所のうち、58箇所は洪水に対応しており、具体的には学校の2階以上などを利用することを想定している。 避難経路については、ハザードマップ等を参考に、住民自身で事前に確認していただくようお願いしている。	現状は以下のとおり定めている。 避難場所・避難所：小学校、中学校、高校 避難場所：公園、運動グラウンド 浸水時は、浸水深以上の避難場所、避難所に限る。 ※避難経路は未指定。	避難場所は小中学校・高校等と指定している。浸水時は浸水深以上の階層としている。 ・地域防災計画において、指定緊急避難場所については、大型施設等の浸水しない階層の立体駐車場など、立ち入り可能な場所で、あらかじめ施設管理者に同意を得て市が指定することになっており、今後指定していく予定。	・浸水区域から離れた公共施設を避難所に指定している。 ・広告関連業者と協定を結び電柱広告に公共スペースを設け、避難所・避難場所の掲示に努めている。

取組項目	37幸手市	38吉川市	39白岡市	40上里町	41宮代町	42杉戸町	43松伏町
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
2)ソフト対策の主な取り組み ①逃げ遅れゼロ							
■住民等の避難行動につながるわかりや							
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	・カスリーン台風の時の浸水深が分かる場所については、電柱に表示看板が設置されている。	・市内小中学校、県立高校、一部公共施設に指定避難場所の看板設置済み ・指定避難場所誘導看板を20箇所設置済み ・企業と避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を締結しており、順次、設置を拡大している。	・企業との協定により、電柱広告を活用した避難所誘導案内を設置した。 ・避難場所の表示看板は設置済みだが、内閣府により標準化されたピクトグラムを使用したものに更新する予定。	・学校、公共施設等に避難所などの表示看板を設置している。 ・指定緊急避難場所、指定避難所を指定したので、設置看板の見直しを予定。	・過去の水害の浸水深を、電柱などに明示している。	・現在17箇所設置済み。	・今後、まるごとまちごとハザードマップの整備の検討を行う。
・越水開始予測情報の提供							
・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション							
・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供							
■避難計画、情報伝達方法等の改善							
・住民等への情報伝達方法の改善	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、消防団、メール配信サービス、緊急連絡メール、アラート、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・対象区域住民自治組織の長に連絡し、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・自主防災組織や自治会との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。 ・防災行政無線のスピーカーは豪風雨の時には聞こえづらいので、メール配信サービスの登録を引き続き推進していく。【平成28年度～】	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、ホームページ、登録制メール、ツイッター、スマートフォンアプリ(Yahoo!防災速報)、緊急連絡メール、アラート、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。	・防災行政無線、広報車、白岡市安心安全メール(登録制メール)、緊急連絡メール、インターネット(ホームページ等)、回覧、ハンドマイク、県の防災システム(災害用おしゃべりシステム)を用いてアラートへの発信。 ・ケーブルテレビ企業と協定を締結しており、要請をすれば、ケーブルテレビにて情報公開可能。	・避難準備、避難勧告、避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、町公式ホームページ、フェイスブック、防災メール、アラート、報道機関との協力を得て広報を行う。 ・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車等で情報を伝達するとともに、消防団、自主防災組織等の協力を得て、町民への周知徹底を図るとともに、町本部は、避難勧告・指示情報を町ホームページ等に掲載する。 ・広域にわたって避難の勧告及び指示の伝達を行う必要があるときは、県を通じて各放送機関に対して、避難勧告又は指示内容の放送の協力要請をする。	・防災行政無線、広報車、登録制メール、エリアメール、アラート	・防災行政無線、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、アラート、報道機関の協力を得て、広報を行う。 ・自主防災組織等の地域コミュニティとの協力、連携により、住民への周知漏れを防ぐ。	
・リアルタイム情報の提供やプッシュ型洪水予報の情報発信							
・避難勧告等の発令基準の改善	・地域防災計画及び水防計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 ・利根川の水位観測所(栗橋)の水位が「避難判断水位」(8.00m)に達した際に、「避難準備情報」の発令を判断する。 ・利根川の水位観測所(栗橋)の水位が「氾濫危険水位」(8.50m)に達した際に、「避難勧告」等の発令を判断する。	・地域防災計画等で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 ・地域防災計画の見直しを行う予定。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	現状は以下のとおり定めている。 ・避難準備情報は、利根川(栗橋)が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ・避難勧告は、利根川(栗橋)が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ・避難指示は、破壊したとき、破壊に繋がるような大量の漏水、亀裂。内水は氾濫により、近隣で浸水が床上に及んだ時。特別警報が発令された時。	・地域防災計画で発令判断の目安を記載している。 避難準備情報:利根川が氾濫し、町域への到達が予想されるとき。 避難勧告:氾濫水が町域に向かっているとき 避難指示:氾濫水が町域に迫っているとき ・避難判断マニュアルの作成を検討中
・避難場所・避難経路の再確認と改善	・公共施設がある場所の浸水深を考慮して、建物が浸水しない上階を緊急避難場所として指定している。 ・これらは、ハザードマップ、ホームページで情報公開している。 ・情報を公開しているが把握していない市民もいるので、今後も引き続き周知していく。【平成28年度～】	・指定緊急避難場所、指定避難所は防災マップ、ホームページ、広報誌、その他情報発信ツールにより周知している。 ・避難経路は現場の状況や居住地により異なることを考える。出前講座等で避難経路の選定方法や、避難時の注意点を周知している	・避難経路に関しては、市長の特定の指示がなされた場合には、その経路とする。 ・特別の指示がない場合には「土木班」が指定をするが、状況により、指定が困難な場合には特に指定しない場合もある。	・指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。【平成27年度】 ・避難所は防災マップ、ホームページ、広報誌により周知しているが、避難経路については未策定のため、今後策定する。【H28年度～】	・グラウンドや公園、体育館、公民館などの公共施設を避難場所として指定している。 これらは、ハザードマップ、ホームページで情報公開している。 ※避難経路は設定していない。	・小中学校や公民館を指定緊急避難場所、指定避難所に指定している。 これらは、ハザードマップに掲載しており、町ホームページで情報を公開している。	・小中学校、県営公園(高台)等を指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。 これらは、町ホームページで情報を公開している。 ・避難経路については未策定のため、今後検討する。

取組項目	47足立区	48葛飾区	49江戸川区	茨城県	群馬県	埼玉県	東京都
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
2)ソフト対策の主な取り組み ①逃げ遅れゼロ							
■住民等の避難行動につながるわかりや							
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	・新たな浸水想定区域図に基づいて、設置を進めていく予定。(ただし、当区にとつて一番大きな被害が想定される河川の浸水想定深を表示予定)	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。	・水害に対する区民の意識を啓発するため、小中学校の校舎や公園、堤防など区内174箇所に「水位標示板」を設置済み。 ・洪水浸水想定区域の見直し後、公共施設や電柱を中心に看板の設置を検討していく。				
・越水開始予測情報の提供							
・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション							
・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供							
■避難計画、情報伝達方法等の改善							
・住民等への情報伝達方法の改善	・防災行政無線の放送、メール配信、広報車による巡回、ホームページへの掲載、ツイッターへの掲載、デジタルサイネージ、エリアメール、あだち安心電話。 ・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、区公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、アラート、あだち安心電話、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・防災行政無線スピーカーを防災行政無線が届かない地域(難聴地域)に来年度から整備を予定している。	・防災行政無線、広報車、エリアメール(docomo)・緊急速報メール(softbank, KDDI)、安全・安心情報メール、区ホームページ、区公式フェイスブック、区公式ツイッター、かつしかFM、J-COM東葛葛飾、NHK総合テレビのデータ放送	・防災行政無線(デジタル化)、FMエドがわ、ケーブルテレビ、防災メール、区公式HP ・防災行政無線デジタル化による取り換えに伴い、難聴地域を改善する。【平成27年度～31年度】 ・メールニュース・ツイッター・フェイスブック・FMラジオ・ケーブルテレビによる情報伝達手段の整備。				
・リアルタイム情報の提供やブッシュ型洪水予報の情報発信							
・避難勧告等の発令基準の改善	・地域防災計画において、各河川の水位における避難の発令基準を定めている。	・利根川の避難勧告等の発令基準についても検証して、定める予定	現状は以下のとおり定めている。 【避難準備情報】 八斗島が氾濫注意水位1.90mに到達し、更に水位上昇が見込まれるとき 【避難勧告】 八斗島が避難判断水位3.90mに到達し、更に上昇のおそれがあるとき 【避難指示】 八斗島が氾濫危険水位4.80mに到達したとき ・広域避難の促進を目的とした、自主広域避難の呼掛け、広域避難勧告といった早期段階における避難情報の発表を検討中。				
・避難場所・避難経路の再確認と改善	・足立区洪水ハザードマップに掲載しており、ホームページで情報公開している。	・浸水しない地域への避難ができなかった場合に、緊急的に生命を守るために垂直避難ができるように、区の241施設を「洪水緊急避難建物」として指定をした。 ・自治町会が、民間マンション等と水害時の一時避難に関する協定を締結できるように、ガイドラインを作成する等して支援をしている。	避難場所:区内(大島小松川公園、葛西南部地区)2箇所、区外(国府台)1箇所 避難経路:指定なし。徒歩で避難 ・広域避難の見直しをする予定。				

取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	06五霞町	12伊勢崎市	15玉村町	21さいたま市	22熊谷市
	取組			取組	取組	取組	取組	
・避難誘導体制の充実				<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導の体制は以下の通り。 (1) 避難の誘導は、警察官、消防団、町職員等が連携し実施する。 (2) 消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。 (3) 避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。 (4) 学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。</li> <li>・避難に自家用車を使用しないよう指導する。</li> <li>・年1回防災訓練を実施しており、その際は警察や消防にも協力してもらっている。</li> <li>・地域防災計画(または水防計画等)に避難誘導体制について記載する。【平成29年度～】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市、消防機関及び警察機関は連携し、避難誘導を行う。</li> <li>・地域住民や自主防災組織の協力を得て、災害時要援護者の安全確保に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画に沿って、各関係者が初動対応を図る。</li> <li>・広報等で、住民に対して避難場所、避難経路、危険箇所の確認等を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者への避難誘導は、自治会、自主防災組織、民生・児童委員が行う。</li> <li>・避難経路については、ハザードマップ等を参考に、住民自身で事前に確認していただくようお願いしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の誘導は、消防職員、消防団員又は警察官が行う。自主防災組織は、これらの機関に協力する。</li> <li>・避難の誘導は、道路、橋りょう等の状況から安全な経路を選び誘導する。特に、危険箇所には人員を配置する。避難は、原則として、避難者による自力避難とする。</li> <li>・避難にあたっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者を優先させる。ただし、自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、総務部等が準備した車両により避難させる。</li> <li>・市民に対しては、自家用車を使用した避難により浸水等に巻き込まれることのないよう、周知及び広報に努める。</li> <li>・隔年で市総合防災訓練を実施しており、その際は消防団に協力してもらい避難誘導訓練を行っている。</li> </ul>
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進				<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設ごとに避難計画を作成するように依頼する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉担当課と調整し、避難計画策定の支援や、要配慮者利用施設における訓練の促進を図る。</li> </ul>
<b>■企業防災等に関する事項</b>								
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水対策や避難計画の策定に向けた検討を行い、資料提供等、支援を実施する。</li> </ul>							
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水対策や避難計画の策定に向けた検討を行い、資料提供等、支援を実施する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の大規模工場について、浸水対策計画の策定支援を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防法第15条第1項第4号ハの規定に基づき用途と規模を条例で制定後、実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を行う。(予定)</li> </ul>
<b>■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等</b>								
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理河川の洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定・公表を行う。</li> </ul>							
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画(案)の策定のためのワークショップ開催等支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報等の視点で作成に必要な情報の提供及び策定を支援する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、近隣市町と連携し、広域避難計画を検討していく予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画は未策定だが、地域防災計画に広域的避難について記載してある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画の策定を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画の策定を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、広域避難計画の策定を検討していく。</li> </ul>
・広域避難のための避難場所の確保				<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体間の相互災害時応援協定を結ぶ中で、避難所を定め相互の広域避難を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庄市、深谷市と三市で協力協定を締結している。</li> <li>・避難者の受け入れについては指定避難所を利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体間の相互災害時応援協定を結ぶ中で、避難所を定め相互の広域避難を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県及び株式会社さいたまアリーナと協定を締結しており、他市町村からの避難者を受け入れる体制をとっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妻沼小島地区(利根川北岸の地区)の住民等を対象とした群馬県太田市の施設を、指定避難所兼指定緊急避難場所(太田市立南小学校、太田市立南中学校)、指定緊急避難場所(太田市沢野スポーツ広場)に指定している。</li> <li>・(参考)原子力災害時の広域避難受け入れに関して、現在静岡県(焼津市)と協議中である。</li> </ul>
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知				<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップを新しく作成する際に検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利根川洪水ハザードマップにおいて、妻沼小島地区(利根川北岸の地区)の住民等を対象とした指定避難所兼指定緊急避難場所(太田市立南小学校、太田市立南中学校)、指定緊急避難場所(太田市沢野スポーツ広場)を掲載し、全戸配布している。【平成19年度、平成27年度】</li> </ul>

取組項目	23行田市	24加須市	25本庄市	26春日部市	27羽生市	28鴻巣市	29深谷市
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
・避難誘導体制の充実	・避難誘導の体制は以下の通り。 (1) 避難の誘導は、警察官、消防団、市職員等が連携し実施する。 (2) 自治会、自主防災組織は、自らが主体となって、事前に安全を確認しておいた避難経路による避難に努めるものとする。 (3) 避難行動については、原則として徒歩によるものとするが、状況により要配慮者又は歩行困難者を、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を実施する。	・地域防災計画上に、避難対策として、避難の仕方や避難のタイミング、民生委員などが避難誘導する災害時要援護者への避難のあり方や、学校などの文教対策としての避難対策などを定めている。	・地域防災計画では、各施設管理者、警察署、消防機関、自主防災組織等が避難誘導にあたることとなっている。	・安全な避難活動を実施するために、避難路の指定、避難場所標識の整備、誘導体制の確立を整備している。 避難行動要支援者名簿を作成、及び要援護者の届出制度により自治会等による支援体制を図っている。	・避難にあたっては自治会単位とし、市は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などの自力避難が困難な人、また地理に不案内な人、日本語を解さない人等の避難講堂要支援者の確実な避難のため、自治会や自主防災組織と連携し、安全で迅速な避難を図る。 ・既に河川が氾濫し、移動が危険な場合は、自宅の上階や安全が確保された屋内などに留まるという避難行動も重要であることに留意しながら誘導を行う。	・避難の誘導は、警察官、消防団、自治会、自主防災組織、市職員が連携し実施する。 ・避難にあたっては自治会単位とする。 ・避難行動要支援者の確実な避難のため、自治会や自主防災組織と連携し、安全で迅速な避難を図る。	・避難誘導は「救援避難部」が消防本部、警察、消防団、自治会及び自主防災会等の協力を得て実施する。
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。	・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけてもらうように検討する。	・ハザードマップに浸水想定区域の要配慮者施設の記載があり、相談があった場合は、支援等の対応を行う予定。	・市内の浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に対し、水防計画の策定や、水防訓練の実施を呼びかけている。	・市は、病院や福祉施設の入所者・通所者の避難誘導が実施できるよう、施設管理者と自主防災組織等との連携協力体制を確立するよう支援する。	・福祉担当課や高齢者担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画の策定に向けた支援を検討していく。 ※要配慮者利用施設における浸水対策計画は現在策定されていない。	・福祉担当課と連携し要配慮者利用施設における支援を検討していく。
■企業防災等に関する事項							
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進							
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	・大規模工場の定義の条例化については、他市町村の動向を注視しながら検討していく。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援に向けた検討を行う。	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	市内の大規模工場に対して、避難計画の必要性を周知すると共に、策定支援を検討する。	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	市内に大規模工場がない
■広域避難を考慮したハザードマップの作成							
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表							
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	・浸水想定区域図に基づき、広域避難を含めた避難計画策定の検討に努める予定。	・地域防災計画上に、避難対策として、特に避難準備情報発令時の事前避難における中心となる避難方法として位置付けている。具体的には、自治体間の相互災害時応援協定を結ぶ中で、避難所を定め相互の広域避難に役立てる。	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定する。	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。	広域避難計画は策定していないが、市地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。	・今後、近隣市町と協議を実施し、広域避難計画を検討していく予定。	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に関する内容を記載している。
・広域避難のための避難場所の確保	・県や協定先と連携を図り市外の避難場所確保の検討に努める予定。	・地域防災計画上に、避難対策として、特に避難準備情報発令時の事前避難における中心となる避難方法として位置付けている。具体的には、自治体間の相互災害時応援協定を結ぶ中で、避難所を定め相互の広域避難に役立てる。	・加須市、渋川市、深谷市、伊勢崎市と災害時協定を締結しているが、具体的な施設までは決まっていない。	・広域避難に関し、既存の指定避難場所を利用し受け入れる体制を構築している。特に、茨城県と静岡県からの避難に関しては、埼玉県と連動し、春日部市で受け入れる想定数が増えられる施設を整備している。	・福島県金山町、山梨県富士河口湖町、群馬県藤岡市・富岡市、神奈川県藤沢市、静岡県藤枝市、愛知県江南市・島津市など大規模災害に備えた相互応援に関する協定を締結している。 ※他市町村からの避難者受け入れ等については具体的な取り決めが出来ていない。	・災害時応援協定を締結している福島県金山町及び静岡県三島市を含め、大規模災害時の避難場所について検討していく予定。 ・原発事故を想定した広域避難として、茨城県及び静岡県から避難者の受け入れについて依頼を受けており、施設の指定について検討している。	・近隣市町村と災害時相互応援協定を締結している。
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	・広域避難計画策定後に掲載を検討する予定。	・市内を4地域に分割し、裏表の両面刷りで、震災・風水害時の広域避難のイメージがわかるようなマップを作成中であり、平成28年中に配布する。	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討に入る予定。	・既に広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。 洪水ハザードマップは近隣市町と共同で作成した。	浸水想定区域図が示され次第、ハザードマップの改定と併せて検討していく。	・ハザードマップで北本市方向に避難するよう示している	・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。

取組項目	30草加市	31越谷市	32桶川市	33久喜市	34八潮市	35三郷市	36蓮田市
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
・避難誘導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画(水害編)に記載している。</li> <li>市職員、消防職員、消防団員、警察官等は相互に協力し、避難者を避難所又は避難場所へ誘導し、安全に移送。</li> <li>災害時要配慮者台帳等を基に、地域住民及び自主防災組織等の協力の下に、災害時要配慮者の発見と誘導に努める。</li> <li>市職員、消防機関、自主防災組織等が連携して、避難誘導に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民を適切に避難誘導するため、市は、あらかじめ自主防災組織における避難誘導組織を整備するよう指導するとともに、市、消防、警察と自主防災組織との連携体制を確立している。</li> <li>要配慮者の避難誘導に際しては、自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等の多様な主体と連携している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市職員、警察、消防、消防団員、自主防災組織が連携して、市民の避難誘導及び安全の確保を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画で避難誘導体制について記載している。</li> <li>市の総合防災訓練において、毎年避難誘導訓練を実施しており、避難行動要支援者にも参加していただいている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報班による災害情報の発信、支援班による避難行動要支援者の避難誘導を計画している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が、消防本部、警察、消防団員、自主防災会などの協力を得て実施する。</li> <li>要支援者については優先的に避難誘導する。</li> <li>避難時に危険となる箇所、避難経路等の掲示は行っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導の体制は以下の通り。</li> <li>(1)避難の誘導は、警察官、消防団、市職員等が連携し実施する。</li> <li>(2)消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。</li> <li>(3)避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。</li> <li>(4)学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。</li> </ul>
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係課と調整し、要配慮者利用施設を対象とした避難訓練等について検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。(H29年度～)</li> </ul>	平成28年度内に担当課と調整予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画作成や、避難訓練の実施支援を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。</li> <li>※要配慮者利用施設における浸水対策計画は現在策定されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。</li> </ul>
<b>■企業防災等に関する事項</b>							
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進							
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模工場の避難計画について、必要な資料提供等、支援を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。</li> </ul>
<b>■広域避難を考慮したハザードマップの作</b>							
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表							
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難計画は策定していないが、地域防災計画(または水防計画等)に広域避難対策に関する内容を記載している。</li> <li>広域避難計画の策定について検討していく予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難計画は策定していないが、隣接市への広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。</li> <li>地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画の策定を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難計画は策定していないが、隣接市への広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。</li> <li>地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接市町村との避難所相互利用に関する協定を結んでいる。</li> </ul>
・広域避難のための避難場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>県南4市(川口市、蕨市、戸田市、本市)は避難場所の相互利用に関する協定を結んでおり、各市が指定するすべての避難場所を利用することができるとしている。</li> <li>広域避難場所の確保について、他自治体と協議していく予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記の近隣市町と災害協定を締結し、避難場所等の相互利用を行う。</li> <li>災害に対する相互応援及び協力に関する協定(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町)</li> <li>災害時における避難場所相互利用に関する協定(春日部市)</li> <li>災害時における避難場所相互利用に関する協定(さいたま市(旧岩槻市))</li> <li>災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>群馬県安中市、栃木県真岡市、茨城県那珂市、新潟県阿賀野市、埼玉県川島町などと災害時における相互応援に関する協定を締結している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原免事故を想定した広域避難として、茨城県及び静岡県から避難者の受け入れについて依頼を受けており、施設の指定について検討している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記の近隣市町と災害協定を締結し、避難場所等の相互利用を行う。</li> <li>災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定</li> <li>災害時における相互応援及び協力に関する協定(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町)</li> <li>足立区と八潮市との災害時における相互援助に関する協定</li> <li>災害時における八潮市と葛飾区との相互応援に関する協定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に対する相互応援及び協力に関する協定(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町)</li> <li>行田市、監山市、葛飾区、長野県安曇野市、奈良県三郷町、福島県広野町・西会津市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体間の相互災害時応援協定を結ぶ中で、避難所を定め相互の広域避難に役立てる予定。</li> </ul>
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣自治体とハザードマップの共同作成について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。</li> <li>洪水ハザードマップは近隣市町と共同で作成した。</li> </ul>	今後策定予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>次回ハザードマップ改訂時に広域避難情報の記載について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。</li> <li>洪水ハザードマップは近隣市町と共同で作成した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。</li> <li>洪水ハザードマップは近隣市町と共同で作成した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討に入る予定。</li> </ul>

取組項目	37幸手市 取組	38吉川市 取組	39白岡市 取組	40上里町 取組	41宮代町 取組	42杉戸町 取組	43松伏町 取組
・避難誘導体制の充実	・避難誘導の体制は以下の通り。 (1)避難の誘導は、自主防災組織、自治会、警察官、消防団、市職員等が連携し実施する。 (2)避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。 (3)学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。	・避難の誘導は、市職員、消防団員、自主防災組織が実施するものとし、状況に応じ、地区ごとに責任者及び誘導員を定めておくものとする。被害の規模等により対応が困難な場合には、必要により、警察官、消防団員、自衛官等に協力を要請する。	・避難は自ら行うことを原則としているが、要配慮者等、自力による避難が困難な場合には、車両等による輸送を行う。 ・危険な地域には標示、縄張りを行い、必要に応じて、誘導員を設置する。 ・避難誘導は、避難所等の救助物資配給を考慮し、自主防災組織、行政区等の単位で行う。 ・避難順位はおおむね、次の順位で行う。第1順位「病弱者・障がい者」、第2順位「高齢者・妊産婦・乳幼児・児童」、第3順位「一般市民」 ・学校に関しては避難誘導マニュアルを作成し、教職員は運用の精通、日頃から避難訓練を実施し、児童・生徒に災害時の行動について周知しておく。	・避難誘導の体制は以下の通り。 (1)避難の誘導は、警察官、消防団員、消防団員等の協力により連携して地域ごとに効率よく実施する。 (2)学校、会社、事業所、その他多数の人が集合する場所における避難等の措置は、その場所の責任者、管理者等による自主統率を原則とする。ただし、学校及び夜間多人数が集合している場所等については、必要に応じて職員を派遣し、避難誘導に必要な措置をとる。 (3)自動車による避難及び家財の持ち出し等は中止させる。	・町職員は避難勧告又は指示が発せられた場合、消防団員、消防団、自主防災組織等と協力して避難場所等安全な場所に町民を誘導又は移送する。	・町、警察、消防機関等により、自主防災組織の協力を得て避難誘導を行う。	・住民の避難誘導は、自主防災組織、自治会、消防団が行う。 ・避難行動要支援者の避難は、自主防災組織、民生委員、児童委員等が支援する。 ・学校・幼稚園・保育園の園児・児童・生徒や、社会教育施設の利用者は、施設管理者が誘導する。
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・地域防災計画で社会福祉施設に対して、緊急体制の確保や避難誘導計画について記載している。	・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の導入の必要性を検証し、必要に応じ避難計画を検討する。	・地域防災計画で、要配慮者利用施設に対して、避難誘導計画の作成や訓練の実施について記載している。 ・要配慮者利用施設による避難誘導計画の作成や訓練の実施について支援する。	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。	・防災に関する訓練を事業所ごとに事業所主体で実施している。	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討する。	・福祉担当課と調整し、訓練の実施支援を検討していく。
■企業防災等に関する事項							
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進							
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	・対象となる大規模工場に対して避難計画作成の働きかけを行う【平成28年度～】	・対象となる施設について調査し、必要に応じて水防法の規定に基づき用途と規模を条例で制定後、実施していく。	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	町内に大規模工場がない	町内に大規模工場がない	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。
■広域避難を考慮したハザードマップの作成							
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表							
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	・広域避難計画は策定していないが、隣接市への広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画の策定を検討する。	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に広域避難対策に関する協定を掲載している。	・広域避難計画は策定していないが、周辺市町との協定を締結している。	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。
・広域避難のための避難場所の確保	・近隣市町で構成する田園都市づくり協議会で災害時相互応援協定を結んでおり、各市町が指定する全ての避難所を利用できる。 ・埼玉県内の全ての市町村で相互に協力する協定を結んでおり、被災者の一時収容のために施設を提供される。 ・さくらサミット加盟団体と相互応援協定を結んでおり、被災者の一時収容のために施設を提供される。	・近隣市町と災害協定を締結し、避難場所等の相互利用を行う。 ・災害に対する相互応援及び協力に関する協定(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町)	・近隣市町で構成する東部中央都市連絡協議会及び田園都市づくり協議会において構成市町と相互応援及び避難所相互利用の協定を締結している。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・東部中央都市連絡協議会(春日部市、蓮田市、白岡市、杉戸町、宮代町)及び田園都市づくり協議会(久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町、宮代町)において構成市町と相互応援の協定を締結しており、避難場所を確保している。	他市町と協定を締結している。	自治体間の相互災害時応援協定を結ぶ中で、避難所を定め相互の広域避難を検討する。
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討する。	・既に広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。 洪水ハザードマップは近隣市町と共同で作成した。	・想定最大規模の浸水想定区域の公表後、ハザードマップの改訂と併せて検討する。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・検討中 ・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討する。	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討する。



取組項目	47足立区	48葛飾区	49江戸川区	茨城県	群馬県	埼玉県	東京都
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
・避難誘導体制の充実	・地域防災計画に記載済み。	・個人情報の外部提供に同意した避難行動要支援者の名簿を、希望する自治町会に配布して、避難時の支援などについて依頼している。 ・避難誘導の体制や要配慮者の移送等について検討する。	・地域防災計画に避難勧告、指示に基づく、区、警察、消防による自主防災組織と連携した住民誘導について記載している。				
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・要配慮者施設における避難計画の作成を要請している。	・区立の障害者通所施設(ウェルピアかつしか)や保育園では、避難計画を作成している。 ・訓練を実施している施設もある。	・水没後も活動を継続できるようなBCPづくりを促し、要配慮者施設どうしの受入れのための連携、協定締結等の支援を検討する。				
■企業防災等に関する事項							
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進							
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	区内に大規模工場はない。	・平成26年度に、水防法改正についての説明会を大規模工場を対象として実施して、避難計画や浸水防止計画の作成について説明した。区ホームページでは、避難計画や浸水防範計画の雛形を公開している。	・工場等へ大規模水害時のリスクを説明するとともに、避難計画や訓練の必要性について啓発している。				
■広域避難を考慮したハザードマップの作							
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表							
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	・荒川以外の河川氾濫では、広域避難は考えていない。	・新たな浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定予定	・江東6区広域避難推進協議会において協議中。(今後策定予定)	・広域避難計画策定の際の参考となるよう、指定避難所等について水没の可能性等の有無を検討するよう市町村に依頼した。 ・市町村の広域避難計画の策定を支援する。	・関東地整、市町と協同し、策定を支援。(適宜)	・県域を超える広域避難が発生した場合、避難先県との調整等により支援を行う。	・中央防災会議「洪水・高確率氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」において検討している。
・広域避難のための避難場所の確保	利根川決壊時においても、区内全域が浸水する訳ではなく、区内で避難場所が確保できるため、広域避難の必要性が認められない。	・利根川上流部の堤防により、区内避難所だけでは浸水区域に居住する区民を収容しきれなくなった場合には、区より西部の特別区に受け入れを依頼するが、具体的な避難先は決まっていない ・新たな浸水想定区域図に基づき、広域避難場所の確保についても検討していく予定	・長野県安曇野市【昭和49年】、山形県鶴岡市【昭和56年】と友好都市関係。 ・23区と相互協力支援の協定を締結。【平成25年度】 ・千葉県市川市と災害時における相互応援協定を締結。【平成20年度】 ・茨城県東茨城郡城東町と災害時における相互支援協定を締結。【平成27年度】 ・今後、避難先の自治体範囲を拡大して、災害時協力協定の締結を目指す。 ・また、具体的な避難施設の確保を目指す。	・東日本大震災の際など、必要に応じて、県有施設を避難所として開設した。 ・県が避難所を開設する場合のマニュアル作成を検討する。	・市町の広域避難所の確保のため、隣接する県の協力が必要となった場合は、市町と一緒に協議を行うなどの支援をする。(適宜)	・県地域防災計画において、市町村は広域避難場所を選定確保するよう規定しており、市町村の地域防災計画においても、同様に規定するよう助言している。	・中央防災会議「洪水・高確率氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」において検討している。
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	利根川決壊時においても、区内全域が浸水する訳ではなく、区内で避難場所が確保できるため、広域避難の必要性が認められない。	・利根川ハザードマップについても作成を検討し、その際には広域避難の記述についても考慮する予定	・23区内の高台や隣接する千葉県市川市の国府台を広域避難先としたハザードマップを公表している。 ・各河川、事象ごとに分けたハザードマップの作成。				

取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	06五霞町	12伊勢崎市	15玉村町	21さいたま市	22熊谷市
	取組			取組	取組	取組	取組	
<b>■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成</b>								
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	・タイムライン運用版への改訂支援を行う。	・気象情報に対する防災行動との関連整理について、市区町のタイムライン検討・見直しに適宜協力する。		・タイムラインの試作版を作成済み。【平成28年度】 ・タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を作成する。【平成29年度】	・タイムラインを作成済み	・チェックリストを見直すとともに、タイムラインの試作版を作成する。【平成28年度】	・市内を複数の河川が流れているため、順次タイムラインを作成している。	・利根川版タイムラインの運用版を作成済み。【平成28年度】
・タイムラインに基づく実践的な訓練	・タイムラインに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する。	・水防管理者が実施する訓練に必要なに応じて協力する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練に必要なに応じて協力する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに沿って水防演習を実施した。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施を検討していく。
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)		・定時的情報としての「警報級の現象になる可能性」を提供する。 ・大雨注意警報の発表時の「時系列で危険度を色分けした表示」を実施する。 ・メッシュ情報の充実化を行う。						
<b>■防災教育や防災知識の普及</b>								
・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・災害情報普及支援室の設置、運営を行う。	・自治体と双方向のホットライン窓口を設定し、気象の見直し等に係る解説に対応するほか、平常時から問合せに応じる。		・災害時の事前準備に関する問い合わせについては、生活安全課が窓口となっている。	・総務部安心安全課で対応している。	・生活環境安全課 消防防災係を窓口としている。	・ハザードマップの見方などや災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務局危機管理部防災課としている。	・危機管理室で対応している。
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	・講演会及び出前講座を実施する。	・出前講座の実施等、河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。		・町水防計画書について、各行政区長、消防団へ説明会を開催している。	・利根川水系連合・総合水防演習の一環で住民による避難訓練を実施した。	・町内の小学校5校を、順次会場として地域防災訓練を毎年開催している。 ・地区の自主防災組織等を対象として、町の災害史等について出前講座等を実施している。	・西区において、避難場所運営委員会を対象に防災研究会を開催(荒上講義他) ・自主防災組織を対象にした防災リーダー研修会において、熊谷地方気象台を講師に招き、水害に関する講演を行う。【平成28年度】	・熊谷市自主防災組織リーダー研修会において、荒川上流河川事務所防災情報課長を講師に招き、「荒川の洪水とその対策」について講演を行った。【平成27年度】
・教員を対象とした講習会の実施	・講演会及び出前講座を実施する。	・河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。		・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・避難所となっている公立学校の施設管理者【校長又は教頭】を対象とした指定緊急避難場所、指定避難所について説明会を開催。	・教育委員会と協議しながら今後検討していく。
・小中学生を対象とした防災教育の実施	・講演会及び出前講座を実施する。	・河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。		・総合的な学習の時間や学級活動等で、教員が、水防災教育を含めた安全に関する授業を検討する。	・利根川水系連合・総合水防演習の一環で水防学校を実施した。	・総合的な学習の時間や学級活動等で、教員が、水防災教育を含めた安全に関する授業を検討する。	・水災害単独の授業は行っていないが、理科の天候に関する授業で、台風による災害に対する備えや情報活用を取り上げている。	・小学3・4年生の社会科副読本で「竹井藩如と万平出し」について取り上げており、授業では過去に荒川の洪水被害があったこと、それを防ごうと万平出し(つき出し土手)を作った竹井藩如について説明している。 ・小学5年の理科で「流れる水のはたらき(河川の浸食・運搬作用)」について学習しており、その際、熊谷市で起きた過去の洪水被害についても説明している。
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	・カスリーン台風祈念式典等を開催する。 ・講演会及び出前講座を実施する。	・河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。		・平成28年度に完成予定の五霞町水防センター(仮称)へ水害写真、防災意識を高めるための紹介などを掲示する予定。【平成29年度～】	・境防災センターで過去の水害のパネル展示を行っている。	・子供たちに分かりやすい、被災した地元を題材とした絵本で紹介している。	・各区役所情報公開コーナーにて、水害履歴を公表している。	・市内各地で開催している市政配講座及び自主防災組織を対象とした防災講演において、熊谷市を襲った過去100年間の主な水災害について周知を図っている。 ・毎年市報6月号に大雨や台風への備えについて特集ページを掲載している。 ・全戸配布しているハザードマップやくらしのカレンダー、またホームページでも防災啓発ページを設けて周知を図っている。
<b>2)ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組</b>								
<b>■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化</b>								
・河川水位等に係る情報提供	・出水時における水防団等への河川水位等の情報伝達方法の検討及び確立を図る。			・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。 ・水防団(消防団)へ情報伝達手段として、トランシーバーの配備を予定している。【平成28年度～】	・河川水位に係る情報は、市消防本部から消防団へ連絡している。 ・消防本部では、毎年度出水期前に水防担当者会議を実施し、情報伝達や重要水防箇所、水位観測所等について周知を図っている。また、毎年度、消防団に対し水防訓練を実施し、訓練のみでなく水防に関することについて説明、周知を図っている。	・町防災行政無線	・水防警報等の河川水位に関する情報は、FAXにより消防局へ伝達している。	・情報伝達方法については、水防団の事務局である熊谷市消防本部警防課へ情報伝達(FAX、電話等)する。
・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	・出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対するリスクが高い区間の合同巡視を実施する。 ・出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施する。			・各水防団で受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。	・消防機関、各消防団が管轄区域の河川を巡視している。 ・消防団員にライフジャケット、トランシーバーを配備している。 ・本市消防本部では、毎年度出水期前に水防担当者会議を実施し、情報伝達や重要水防箇所、水位観測所等について周知を図っている。また、毎年度、消防団に対し水防訓練を実施し、訓練のみでなく水防に関することについて説明、周知を図っている。	・玉村町は、利根川と烏川に挟まれているため、河川沿川全域を巡視している。	・各水防団(消防団)の受け持ち区間を設定している。 ・毎年、水防訓練を実施し、安全管理について注意をしている。	・大里郡利根川水害予防組合水防計画において河川ごとに担当区間を定めている。

取組項目	23行田市	24加須市	25本庄市	26春日部市	27羽生市	28鴻巣市	29深谷市
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
<b>■避難勧告の発令に着目したタイムライン</b>							
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	・タイムラインの運用版を作成済み。【平成28年度】	・洪水時の避難情報の発令に着目したタイムラインを設定している。	・タイムラインを作成済み。 ※避難判断水位で避難準備情報、氾濫危険水位で避難勧告、堤防天端水位到達で避難指示となっているが、今後、地域防災計画と整合を図る必要がある。	・タイムラインの試作版を作成済み。【平成28年度】 ・タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を作成する。【平成28年度】	タイムラインを作成済み。【平成28年度】	・タイムラインを作成済み。【平成28年度】	タイムラインを作成済み。
・タイムラインに基づく実践的な訓練	・今後、タイムラインに基づく訓練について検討していく。	・地域ごとに洪水避難訓練を実施している。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインの運用版を作成した後、それに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する。	今後、防災訓練の内容の検討と併せて、タイムラインの導入を検討していく。	・タイムラインに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する。	タイムラインに基づいた訓練について検討していく。
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)							
<b>■防災教育や防災知識の普及</b>							
・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方の窓口は、防災安全課が窓口になっている。	・問い合わせ窓口を設置済み。(危機管理防災課)	・市民生活部危機管理課が窓口となっている。	・主に問い合わせは、防災対策課で対応している。 ・自主防災訓練等において、事前準備を説明している。	・ハザードマップの見方等水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務部地域振興課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は企画部危機管理課としている。	・ハザードマップの見方等の問い合わせは、総務防災課で対応している。
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	・自治会に対して、防災知識の普及啓発の説明会を行っている。	・各地域ごとに、説明会及び洪水避難訓練を実施している。年度に2回、二つの地域で実施している。	・自主防災組織リーダー養成講座等で水防災に関する説明についても行っている。また、自治会から説明会の要請等があった場合は出前講座を実施する。	・自主防災訓練の講話等で、地域への説明も実施している。	自治会への出前講座の中で水防災に関する内容も説明している。	・市内における浸水想定や洪水時の避難方法等について、職員出前講座などの際に説明していく予定。	・自主防災会の訓練の際に、ハザードマップの説明等を行っている。
・教員を対象とした講習会の実施	・自主防災組織を対象としたリーダー養成講座に市内中学校教諭の参加を促している。	・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水防災教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に研修会を実施している。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・春日部市内小・中学校に勤務する初任者に対して、施設体験研修として首都圏外郭放水路での研修を実施している。施設の見学と所員による講話をとおして、外郭放水路の役割と水害への備えなどについて認識を高めている。  ・避難所となっている小・中学校の校長・教頭先生を対象として、避難所開設訓練を実施予定。【平成28年度～】	今後、担当課と連携し、実施について検討していく。	・教職員に対する防災研修を実施予定。	・水災害教育の実施に向けて検討していく。
・小中学生を対象とした防災教育の実施	・日本赤十字社の講師を招き、着衣水泳の授業を行っている。	・防災教育を実施済。	・避難所体験訓練等において実施。	・小学校3・4年生の社会科副読本「わたしたちのかすかべ」に、台風や大雨による被害状況の写真と表を掲載している。それらを利用して水害の恐ろしさや水害を防ぐ手立てとして首都圏外郭放水路の役割等について第4学年で指導している。	今後、担当課と連携し、実施について検討していく。	・総合的な学習の時間や学級活動等で、水防災教育を含めた安全に関する授業を実施する予定。	・水災害教育の実施に向けて検討していく。
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	・ホームページで被害状況や防災知識に関するページを設けている。	・避難訓練とともに説明会を実施している。	・ホームページに「風水害への備え」について掲載しているが、今後更に内容を充実していく必要があると考える。	・市の防災センターで、過去の災害写真パネル、防災グッズ等の展示を行っている。首都圏外郭放水路の資料も展示。 ・市のホームページで、防災知識や被害状況の情報を掲載している。	防災ガイドブックの配布やホームページへの掲載、防災に関する出前講座などを通じて実施している。	・住民に対し、ホームページや広報紙、防災講演会等で防災意識の向上を図っていく予定。	・防災知識についてはハザードマップによる周知を行っている。 ・水災害の被害や教訓の伝承については周知していない。
<b>2)ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫による</b>							
<b>■より効果的な水防活動の実施及び水防</b>							
・河川水位等に係る情報提供	・水防主管課である管理課から消防本部へ、消防本部から消防団へ電話連絡している。	・市のホームページにおいて、随時閲覧できるようにページを作成・公開済み。	・防災行政無線又は登録制メール。 ・坂東上流水害予防組合では組合内の情報伝達系統図を準備している。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から消防本部に伝達し、消防団へ連絡することとしている。 ・当市における水防団は市職員のため、職員配信メールを活用し、情報提供を行うこととしている。	・市建設課、または市消防本部から水防団へ連絡する。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	・FAXによる伝達
・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	・水防主管課である管理課と消防本部で巡視を行い、必要に応じて各消防団の受持区間について出動指令を発令し巡視を実施。	・水防計画で設定。	・分団担当区域内の河川の巡視を行う。 ・坂東上流水害予防組合では重要水防箇所の担当水防分団があり、指令を受けて巡視を実施する。 ・水位観測情報をパソコンだけでなく、目視も行い、水位上昇が見られたら適宜対応する。	河川事務所等が発出する水防警報にあわせ、該当場所付近の河川巡視を実施している。	・水防計画に基づき、水防団が行う河川巡視等の受け持ち区間を設定している。 ・増水時には、堤防巡視・警戒を実施し、異常を発見した時は、水防工法等により対応する。	・各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間図)があり、指令を受けて巡視を実施している。	・大雨時は、市職員が巡視を定期的に行っている。

取組項目	30草加市	31越谷市	32桶川市	33久喜市	34八潮市	35三郷市	36蓮田市
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
<b>■避難勧告の発令に着目したタイムライン</b>							
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	・タイムラインは今後策定を検討していく。	・タイムラインを作成済み。	水害対応チェックリストを作成済み 今後タイムラインを作成予定	利根川、荒川、江戸川に係るタイムラインを作成済み。	・中川、綾瀬川については、作成済み。 ・江戸川のタイムラインを作成予定。	・利根川のタイムラインは今後策定を検討していく	タイムラインを作成済み。【平成27年度】 ・関係機関及び庁内におけるタイムラインの周知。
・タイムラインに基づく実践的な訓練	・タイムラインは今後策定を検討していく。	・今後、タイムラインを活用した訓練に向けて検討を行う。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・今後タイムラインを活用した訓練に向けて検討を行う。	・タイムラインを作成した後、それに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインを作成した後、それに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する。
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)							
<b>■防災教育や防災知識の普及</b>							
・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、市長室危機管理課としている。 ・今後も継続していく。	水防災に関する問い合わせについては、ホームページや治水課、危機管理課で対応している。	・桶川市 市民生活部 安心安全課を窓口としている。	・水災害の事前準備等の問い合わせについては、消防防災課もしくは各総合支所市民課の防災担当職員が窓口となっている。	・危機管理防災課、道路治水課、下水道課が対応する。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、環境安全部危機管理防災課としている。	・危機管理課が窓口になっている。
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	・地域住民を対象に、防災講演会等で水災害について説明している。 ・引き続き水災害について説明を実施していく。	・出張講座や防災訓練時に水防災に関する説明を実施している。	・今後関係部署等と検討予定	・住民からの依頼に応じて防災講座やハザードマップの説明会等を開催しており、その中で水防災知識の普及啓発を行っている。	・自治会に対して、防災知識の普及啓発の説明会を検討する。	・自治会に対して、防災知識の普及啓発の説明会を検討する。	・依頼があり次第、自治会等を対象に説明会を開催している。
・教員を対象とした講習会の実施	・教員を対象に、防災講演会等で水災害について説明している。 ・引き続き水災害について説明を実施していく。	・学校からの要請に応じて、教職員や地域住民を対象とした避難所開設訓練等を実施している。	教育研修会安全教育部に指導者を派遣し講義をしている ・今後関係部署等と検討予定	河川事務所の取組に協力し、要望に応じて実施に向けた調整をおこなう予定。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水災害教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員を対象に研修会を実施した。 ・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水災害教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に、引き続き研修会を実施する予定である。
・小中学生を対象とした防災教育の実施	・小学生を対象に、防災講演会等で水災害について説明している。 ・引き続き水災害について説明を実施していく。	実施を検討する。(H29年度～)	・小学校の社会科(地理)・理科(水の流れ・地学)の中で、水災害に関する単元で指導している	河川事務所の取組に協力し、要望に応じて実施に向けた調整をおこなう予定。	・総合的な学習の時間や学級活動等で、教員が、水防災教育を含めた安全に関する授業の実施を検討する。 ・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等を実施する。	・総合的な学習の時間や学級活動等で、教員が、水防災教育を含めた安全に関する授業を検討する。	・総合的な学習の時間や学級活動等で、小・中学校の安全・防災教育担当の教員や学級担任が、水災害教育を含めた安全に関する授業を実施した。 ・総合的な学習の時間や学級活動等で、安全・防災教育担当の教員や学級担任が、水災害教育を含めた安全に関する授業を、引き続き実施していく。
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	・ホームページ等で、近年の災害写真の掲載、防災技術、防災グッズ、防災知識の紹介ページを設けている。 ・過去の水害状況をまとめた地図を窓口で閲覧できるようにしている。 ・避難場所等を記載したハザードマップを改訂し、市民に配布していく。	・住民を対象とした出張講座を実施している。 ・過去の水害状況をまとめた地図を窓口及び市のホームページで閲覧できるようにしている。	・今後関係部署等と検討予定	市のホームページに大雨時における注意事項等を掲載し、防災の啓発を図っている。	気象庁、川の防災情報など災害情報のリンク先を市ホームページに掲載している。 台風の接近など災害が発生する恐れがある場合には、気象情報などの市ホームページ掲載や市メール配信サービスで注意喚起している。	・気象庁の防災情報など、災害情報のリンク先を市のHPに掲載している。	市教育委員会が市文化財展示館にて、企画展「災害と蓮田～太古から様々な災害と向き合った人々～」を開催した。
<b>2)ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫による</b>							
<b>■より効果的な水防活動の実施及び水防</b>							
・河川水位等に係る情報提供	・水防団は消防団が担う。 ・上記「住民等への情報伝達の体制や方法」に同じ。 ・防災行政用無線が聞こえにくい地域について、市民にメール配信サービスの登録等啓発していく。	・職員(水防パトロール員)には本部から情報提供している。	・災害対策本部(又は安心安全課)から消防団長へ電話連絡している	・利根川栗橋流域水防事務組合の水防計画で、水位の通報について記載している。 ・災害対策本部長又は量水標管理者は、洪水のおそれがあることを自ら知り、又は洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報する。	・八潮消防署から水防団を兼ねる消防団に対して情報連絡を行っている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団員へ連絡をしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。
・河川の監視区間、水防活動の実施体制の見直し	・水防活動時職員がパトロールを実施している。 ・利根川氾濫シミュレーションをもとに市内影響河川の監視区間について検討していく。	・職員(道路パトロール員)が水防時に点検管理している。	・大雨時は、市職員が荒川、江川等の巡視を定期的に行っている	・利根川栗橋流域水防事務組合の水防計画で、河川の巡視について記載している。 ・水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視する。	・市職員が中川、綾瀬川等の巡視を定期的に行っている。 ・情報収集班及び水防・道路班による監視区間を定め、効率的な巡視を行う予定。	・江戸川右岸については江戸川水防事務組合の水防計画において区間の設定が有るためそれを準用する。 ・毎年、水防訓練を実施し、水防に関する知識だけでなく、危険性についても説明している。	・監視区間や巡視ルートについて今後検討していく。

取組項目	37幸手市	38吉川市	39白岡市	40上里町	41宮代町	42杉戸町	43松伏町
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
<b>■避難勧告の発令に着目したタイムライン</b>							
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	・タイムラインを作成済み。【平成28年度】	・タイムライン運用版を作成済み。【平成28年度】	・タイムラインを作成済み。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	タイムラインの案を作成済み。【平成28年度】	・タイムライン策定済み。	利根川に係るタイムラインの作成を検討する。
・タイムラインに基づく実践的な訓練	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・平成29年度以降、タイムラインに基づくロールプレイング等の実践的な訓練を実施する。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・今後タイムラインを活用した訓練に向けて検討を行う。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)							
<b>■防災教育や防災知識の普及</b>							
・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、市民生活部防災安全課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、市民生活部市民安全課としている。	・窓口は「総合政策部安心安全課」としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、くらし安全課防災安全係としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、町民生活課生活安全担当としている。	・杉戸町住民参加推進課消防・防災担当が窓口となっている。	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務課庶務防災担当としている。
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	・ハザードマップに基づき、洪水時の避難等について消防団や区長会で説明した。【平成28年度】	・洪水時の避難方法等について、自治会や自主防災会に出前講座を実施している。	・自主防災組織や市民団体からの要望により、職員を派遣し講座を行う、職員出前講座を開催している。内容としては、過去の被害履歴や洪水ハザードマップの見かた等。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・毎年実施している地域防災訓練において、水防作業の訓練や被害実績の紹介などを実施している。	・出前講座まなびつちやずぎと塾に於いて、講話等を実施。	・自治会に対して、防災知識の普及啓発の説明会を検討する。
・教員を対象とした講習会の実施	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・教職員を対象とした災害園上訓練を実施予定【平成28年度～】	・教職員に対する防災研修を実施予定。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・幼稚園及び小学校教員を対象に防災研修、訓練を実施した。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。
・小中学生を対象とした防災教育の実施	・総合的な学習の時間や学級活動等で、教員が、水防災教育を含めた安全に関する授業を検討する。	・児童を対象とした災害園上訓練を実施予定【平成29年度～】	・平成27年度は埼玉県防災学習センターにて、風水害について学習している。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・小学校の授業の中で、防災全般についての教育をしている。	・小学校の希望した児童に防災倉庫の見学、説明を実施した。	・総合的な学習の時間や学級活動等で、教員が、水防災教育を含めた安全に関する授業を検討する。
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	・気象庁の防災情報など、災害情報のリンク先をホームページに掲載している。 ・台風が接近する場合には、市民に注意喚起をホームページや防災行政無線で行っている。	・防災技術、防災知識の紹介ページを設けている。 ・過去の水災害の被害状況や水災害の備えについてホームページ掲載するとともに、防災情報ブログ、登録制メールなどで定期的に情報を発信している。 ・台風による市の被害や水害への備え等を、毎年広報誌に掲載して市民に周知している。 ・市民や事業所等からの要望に応じて、職員出前講座でカスリーン台風による市の被害や水害へ日頃の備え等について周知している。	・定期的に市広報誌に水害への備えに関する特集記事を掲載し、防災知識の普及啓発に努めている。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・町の歴史資料館において、「宮代の水害」という特別展を実施したことがある。【平成21年度】	・広報紙に掲載、及び学びつちやずぎと塾での講話。 ・毎年広報紙に掲載し周知している。	・住民に対し、ホームページや広報紙、防災講演会等で防災意識の向上を図れるよう検討する。
<b>2) ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫による</b>							
<b>■より効果的な水防活動の実施及び水防</b>							
・河川水位等に係る情報提供	・水防警報等の河川水位に係る情報は、水防事務組合と災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、市消防本部から消防団へ連絡をしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、安心安全課から直接消防団へ連絡することとしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	・河川水位に係る情報は、役場から直接消防団へ連絡することとしている。	メールにて配信している。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接水防団へ連絡する。
・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	・各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間図)があり、指令を受けて巡視を実施する。 ・毎年、水防訓練を実施し、水防に関する知識だけでなく、危険性についても説明している。	・各水防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。	・大雨時は、職員が河川や水路の巡視を定期的に行っている。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・水位観測情報をパソコンだけでなく、目視も行い、水位上昇が見られたら、町内の主要な河川を巡視する。	・各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間図)があり、指令を受けて巡視を実施する。	・各水防団で受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。

取組項目	47足立区	48葛飾区	49江戸川区	茨城県	群馬県	埼玉県	東京都
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
<b>■避難勧告の発令に着目したタイムライン</b>							
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	利根川に係るタイムラインの作成を検討する。	・荒川下流タイムラインを策定後、他河川のタイムラインの策定についても検討する	・北区、板橋区、足立区をモデルエリアとして試行版及びチェックリストを参考に、国と連携して江戸川区版のタイムラインを策定する予定。【平成28年度～】				
・タイムラインに基づく実践的な訓練	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・大規模水害を想定した訓練は実施していないため、本部訓練の実施から検討する。【平成29年度～】	・図上型訓練のモデル構築を行う(予定)。 ・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加・協力をを行う。	・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加・協力をを行う。	・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加・協力をを行う。	・区の取組を支援していく。
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)							
<b>■防災教育や防災知識の普及</b>							
・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、都市建設部企画調整課としている。	・防災課で対応する	・ハザードマップに関する問合せ窓口は、危機管理室防災危機管理課としている。	・問い合わせ窓口を設置する。	・問い合わせ窓口を設置する。	・河川砂防課防災担当を問合せ窓口とする。	・問合せの内容に応じて、関係部署が適宜対応する。
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	・講演会等を通して利根川の水害(昭和22年のカスリーン台風)の説明を行っている。 ・荒川氾濫のDVDを使用し、動画を使用した講演を行っている。	・広報紙等で周知の上、要望に応じて水防災に関する説明会等を実施する	・水害時(外水氾濫、内水氾濫)の避難方法等について、自治会や各団体向けに防災講演会を実施している。 ・住民説明会や訓練など、多面的に取り組む。	・市町村と合同で実施する総合防災訓練の際の避難訓練を継続実施。	・氾濫危険水位等の変更について、対象土木事務所・市町村に説明会を実施した。 ・新たな洪水浸水想定区域図に基づく洪水リスク情報の共有及び、具体的な対策の検討(予定)。	・市町村を集めて水防連絡調整会を実施している。	・風水害の体験型訓練を拡充していく。
・教員を対象とした講習会の実施	・講演会等を通して利根川の水害(昭和22年のカスリーン台風)の説明を行っている。 ・荒川氾濫のDVDを使用し、動画を使用した講演を行っている。	・学校からの要望があれば、実施する	・区内小中学校の教員を対象に、防災(地震、風水害)についての勉強会(年1回)を実施。【平成28年度～】 ・区内小中学校の教員を対象に、防災(地震、風水害)についての勉強会を継続。	・必要に応じて出前講座を実施する(予定)。	・必要に応じて出前講座を実施する。	・必要に応じて出前講座を実施する。	・実施予定なし
・小中学生を対象とした防災教育の実施	・講演会等を通して利根川の水害(昭和22年のカスリーン台風)の説明を行っている。 ・荒川氾濫のDVDを使用し、動画を使用した講演を行っている。	・一部の小中学校では、特別授業としてNPOや東京大学の学生が、水災害に関する講話をしている。	・小中学校の総合学習の中で、防災教育(地震、風水害)を継続して実施している。【継続中】 ・小中学校の総合学習の中で防災教育(地震、風水害)を継続。	・必要に応じて出前講座を実施する(予定)。	・自治会に対し、河川管理(防災・減災)について出前講座を実施している。 ・水災害教育実施の支援(適宜)	・必要に応じて出前講座を実施する。	・「東京防災」を活用した啓発支援に取り組んでいく。
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	家屋や道路の浸水被害をHPIにて公表している。また、水災害の防災情報については、HPや広報にて情報提供している。さらに、総合防災訓練(年1回開催)において、普及啓発のための展示ブースを設けている。	カスリーン台風による区の被害や水害への備え等を、毎年広報誌に掲載して区民に周知している 区民や事業所等からの要望に応じて、職員出前講座でカスリーン台風による区の被害や水害への備え等について周知している	・区のホームページや、くらしの便利帳(全戸配布)において防災に関する情報を掲載している。【継続中】 ・防災に関する説明会等は継続して開催していく。(平成27年度48回)	・パンフレット作成による意識啓発を継続実施。	・県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について浸水想定区域図を作成公表している。 ・「くまろうオーターフェア」にて啓発資料を展示し、説明。 ・水防災教育実施の支援(適宜)。	・自治会の方を対象とした出前講座の実施。	・デジタルサイネージ等を活用した普及啓発。 ・広報と連携した、啓発支援に取り組んで行く。
<b>2)ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫に</b>							
<b>■より効果的な水防活動の実施及び水防</b>							
・河川水位等に係る情報提供	・情報連絡員が、区の防災センターに配置されている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することを検討する。	・河川水位等の洪水予報は東京消防庁(消防署)から消防団(水防団)へ伝達される。	・県が提供する河川情報システムについて、情報表示方法を変更し、利用者へより判り易く更新する。	【水防関係機関】水防計画に基づき情報伝達を実施している。【県民向け】県内の水位・雨量は群馬県水位雨量情報でHP上でリアルタイムで提供している。	・基本FAXにて県土整備事務所経由で伝達。 ・電話、メール等を併用。	・国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に従い、情報伝達を行っている。
・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	・利根川が足立区を通過していないため、利根川以外の河川の対応ではあるが、足立区水防活動の手引きに記載した範囲を巡視している。	・各水防団で受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。	・区域外を流れる河川のため巡視区間は設けていないが、利根川は江戸川区の上流域に位置するため正確な情報収集に努める。				

取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	06五霞町	12伊勢崎市	15玉村町	21さいたま市	22熊谷市
	取組			取組	取組	取組	取組	
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	・市区町及び出張所で備蓄している水防資機材の情報を共有する。			・資機材の数量が十分ではない場合は、購入を検討する。また、格納する水防倉庫も必要ならば増設する。	・各水防倉庫に土のう、縄、杭等を保管している。 ・資機材の在庫調査を定期的に実施し、必要に応じ資機材の補充等を実施している。 ・消防団員にライフジャケット、トランシーバーを配備している。	・玉村消防署にゴムボート2艇を配備済みであり、定期的に点検を実施。 ・玉村消防署に水防トラックを配備済み。 ・役場庁舎に水防車を配備済み。	・水防倉庫を設置して資材等を保管している。 ・年1回、資材及び倉庫の点検を行っている。	・土のう、シート等を福川河川防災ステーションと水防倉庫3箇所に保管している。
・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供	・洪水に対してリスクの高い区間を分かりやすく図示した情報図の作成と消防団への提供を行う。							
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	・重要水防箇所等の共同点検を実施する。			・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・河川管理者(国、県)が開催する重要水防箇所等の共同点検には、例年市及び消防機関として参加している。 ・住民の参加については、河川管理者が呼びかけており、平成27、28年度には、地元区長が参加している。	・烏川水系では、関係者及び住民参加の緊急合同点検を平成27年度に実施した。 ・利根川水系では、国及び県が毎年出水期前に共同点検を実施しているため、住民参加については今後検討していきたい。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施				・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。 ・消防団(水防団)へ情報伝達手段として、トランシーバーの配備を予定している。【平成28年度～】	・消防団へは、メールによる連絡体制を整備している。 火災発生時等のメール配信により、情報伝達訓練を兼ねている。	・玉村町防災行政無線(移動系)配備済み。 ・災害情報メール(伊勢崎市消防本部)を活用。	・消防団への情報伝達手段としては、メールでの情報伝達、車載デジタル無線機を用いた情報伝達手段が確保されている。 ・情報伝達訓練としては、毎月1回メールの受信確認、各分団ごと訓練や災害活動現場において無線の取り扱いを実施している。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。
・水防団同士の連絡体制の確保				・水防組合を構成している市町内は、水防本部事務局を通して、連絡を取り合っている。 ・その他については、各市町村の防災担当課を通じて連絡が必要な場合は、連絡を取り合うこととしている。	・本市の消防団は近隣の消防団と相互応援協定を締結しており、消防団相互に連絡を取り合うとともに、消防機関相互を通じて連絡体制も整備されている。	・玉村町防災行政無線(移動系)配備済み。	・水防団同士の連絡体制の確保を検討する。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防署を通じて連絡を取り合う。
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・関係事務所持ち回りで、利根川水系連合総合水防演習を実施する。			毎年、水防組合による水防訓練を実施している。【平成28年度】	・平成26年度水防技術講習会を国、一都六県とともに主催開催し、関東一円の水防関係者の参加があった。 ・平成27年度第64回利根川水系連合・総合水防演習を国及び一都六県とともに主催開催し、消防団員378人、消防職員33人、市職員30人が参加した。 ・平成28年度第65回利根川水系連合・総合水防演習に視察研修として消防職員4人、消防団幹部18人が参加した。 ・毎年度、実質的な水防訓練を実施している。	・平成27年度利根川水系合同水防訓練への参加。 ・毎年開催される地域防災訓練の中で、土壌作り(プランター利用等の簡易土壌含む)	・利根川水系連合・総合水防演習に職員21名参加	・大里利根川水害予防組合では隔年で訓練と研修会(屋内)を実施している。
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進				・消防団(水防団)のポスターを掲示し、広報誌への主要な活動を紹介し、団員募集を行っている。	・市HPにおいて、随時消防団員募集を呼びかけている。 ・成人式等イベント時に、消防団募集のリーフレットを配布している。 ・消防団員を雇用している事業所に対し、入札参加資格認定時の等級決定の際、加点評価による優遇措置を講じている。 ・消防団協力事業所表示制度を導入している。	・町内で開催される成人式の際に水防団・消防団員を募集している。 ・町が開催している産業祭等のイベントにおいてPR活動等を実施している。	・消防団の募集については、ホームページへの掲載、ポスターの配布、イベント会場での広報活動等を行い、消防団への入団促進を実施している。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・広報誌やホームページ等で広く団員を募集していく。
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築				・水防支援に特化した協定は締結していないが、町内の建設業組合と災害時応援協定を締結している。 ・地域の建設業者も組み込んだ水防支援体制の検討をする。	・市内建設業者と災害応援協定を締結している。	・災害時における応急対策業務に関する協定を締結している。 (町内の建設業組合と水道工事店組合)	・さいたま市建設業協会と災害時の支援について協定を結んでいる。	・災害時における応急対策活動に関する協定を締結している団体等に対して協力を要請する。
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化				・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合は、自治体、非常用電源の確保を検討する。 ・災害拠点病院では、水害時対応マニュアルの作成の支援を検討する。	・庁舎(災害対策本部)の非常用電源は高さ対策を講じてある。 ・玉村町水防計画 ・県防災行政無線機器の設置は2階であり、非常用発電機は4階建庁舎の屋上に設置。 ・町庁舎は、浸水の可能性はあります(0.5～1m)。	・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合は、自治体、非常用電源の確保を検討する。 ・災害拠点病院では、水害時対応マニュアルの作成の支援を検討する。	・対象施設:熊谷市役所本庁舎 災害対策本部を設置する熊谷市役所本庁舎は、1.0～0.5mの荒川浸水想定区域に位置しているため、市役所本庁舎の地下に設置していた自家発電装置を撤去し、屋上に新設した。【平成27年度】	

取組項目	23行田市	24加須市	25本庄市	26春日部市	27羽生市	28鴻巣市	29深谷市
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	・必要資材を水防倉庫に備蓄している。	水防計画で表示。	・市内3箇所の水防小屋に収納 ・土のう、縄、シートなどを坂東上流水害予防組合の水防倉庫に分散して保管している。保管数の確認点検も適宜実施している。 ・市役所倉庫に土のう袋や水中ポンプ、発電機を所有しており、年に一回は点検を実施している。	・土のう、トラロープ、シート、スコップ等を水防倉庫に保管している。 年に一度点検している。	・縄、シャベル、斧、竹、縄、杉丸太、土のう袋、照明器具等を水防倉庫に分散備蓄している。 ・水防団に水防倉庫の維持管理を委託している。	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。 ・点検は数か月に1度実施している。	・市内の防災倉庫に土嚢を保管している。 ・土嚢や防災資機材については、計画的に点検を行っている。
・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供							
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・水防団、自治協力団体との共同点検を実施している。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・平成28年度から水防団及び住民への参加について、国の通知に追記されており、同年度から実施している。
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・消防団が水防業務に従事しており、各分団長から団員への連絡体制を整えている。	・水防団等への連絡体制については、水防計画にて設定している。	・防災行政無線又は登録制メール	・市職員が水防団を兼務しているため、毎年度動員体制の確立と、情報伝達訓練を実施している。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防本部からの災害メール及びサイレン吹鳴により情報伝達を行っている。
・水防団同士の連絡体制の確保	・近隣の消防本部と連絡を取り合い、消防団へ伝達する。	・加須市・羽生市水防事務組合による水防計画にて連絡体制を設定済み。	・坂東上流水害予防組合では隣接する上里町の消防団(水防団)との連携が必要であり、連絡が必要な場合は組合事務局から、組合の情報伝達システムに基づき連絡を取る。必要があれば団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・近隣の水防事務組合や、職員が水防団を兼ねている自治体との連絡先を整備している。	・加須市羽生市水防事務組合による水防計画にて、連絡体制を設定済み。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防団の管理を行っている行政同士で連絡を取り合うこととしている。	・平成28年度に各分団に省電力トランシーバーよりも出力が高く、広範囲での通信が可能な、簡易デジタルトランシーバーを貸与予定。
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・毎年、行田市水防演習を開催し、水防工法訓練を実施している。	・加須市・羽生市水防事務組合による実働水防訓練を毎年開催している。 ・利根川水系合同水防訓練を平成29年度開催予定。【平成29年度】	・毎年、坂東上流水害予防組合が実施する水防技術講習会に水防団員、市町職員が参加している。	・江戸川水防演習に参加している。	・平成28年度水防技術講習会に講師補助員として水防団が参加した。 ・毎年、加須市・羽生市水防事務組合主催の実働水防訓練を実施している。	・毎年、水防事務組合による水防訓練を実施している。	・平成28年6月の利根川水害予防組合水防研修会に参加
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	・市ホームページにおいて消防団員の募集を行っている。 ※水防協力団体としての指定団体はない。	・リーフレット等により、水防団員・消防団員を随時募集している。	・広報紙等で消防団の募集を呼びかけている。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。  ・市のホームページや広報紙への掲載、ポスターの掲示やイベントでのチラシの配布、自治会連合会へのリーフレットの配布など、あらゆる機会を捉えてPR活動を実施し、広く団員を募集していく。	・消防団(水防団)の募集ホームページを作成し、活動内容等について紹介し、常時団員募集を行っている。	・広報紙等で消防団の募集を呼びかけている。	・年間を通して、消防団員の勧誘を行っている。 ※水防協力団体の指定はない。
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	・11社の建設業者と1社の組合と災害時の応援協定を結んでいる。	・地域防災計画に基づき、市内4地域ごとに、地域の建設事業者による団体と災害時応援協定を締結済み。	・建設業協会と災害時における応急復旧活動の協力に関する協定を検討する。	・23社の建設業者と災害時の支援について協定を結んでいる。	・地域の建設業者等と災害時における応急対策業務に関する協定を締結している。	・建設業協会と災害時における協定の締結を予定している。	・水防支援に限定していないが、建設団体等との災害時の応急活動に対する協定を締結している。
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	・市役所に災害対策本部が設置できない場合は、消防本部に設置する。 ・地下に配置していた市役所本庁舎の受配電設備を、平成23年度に地上に嵩上げし配置した。	・市役所本庁舎が災害対策本部として、3総合支所が総合支所本部として災害拠点指定されている。	・市役所庁舎及び総合支所庁舎は浸水想定区域外である。	・庁舎の水害時対応マニュアルは作成していないが、震災時対応マニュアルがあるため、これを読み替えて対応する。 ・医療センター建設工事と平行し、周辺道路の改良工事を行ったため、医療センターへの浸水はないと思われる。	・庁舎の水害時対応マニュアルはない。(地域防災計画のみ)なお庁舎は浸水想定区域となっているが、5階建てであること、また災害対策本部の設置のための、代替公共施設も想定している。 ※市内に災害拠点病院はない。	・災害対策本部を設置する市役所新館は基礎をあげているため、浸水はしないと想定されている。	・市庁舎の建て替えを予定しており、非常用電源を設置する予定である。



取組項目	30草加市 取組	31越谷市 取組	32桶川市 取組	33久喜市 取組	34八潮市 取組	35三郷市 取組	36蓮田市 取組
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	・必要資材は防災備蓄倉庫等に備蓄。 ・適宜水防資機材の更新及び適切な管理を行い、庁内で情報共有に努める。	・水防資機材等については、2箇所に配備している。	・大雨時、市民から土壌や排水ポンプの設置要望を受けた際、迅速に対応できるよう常備している。	・利根川栗橋流域水防事務組合の水防計画で、水防資機材の整備状況について記載している。 ・重要水防区域の延長約2kmにつき、1棟の水防倉庫を設け、資器材を備蓄することとしている。	・土のう、ブルーシートを保管している。定期的に土のうを作成し、計画的に管理している。	・水防資機材を市内3カ所の水防倉庫に分散して保管している。 ・点検は1年に1度実施している。 ・内水対策として土のう、携帯型排水ポンプを整備しており、住民の要請に対しては応急対策職員が現場対応している。 ・市役所を含む各庁舎、公共施設について、高台にある施設は存在しないため、大規模氾濫の際は浸水する可能性は非常に高いと思われる。	・現在、各消防団への水防資機材の整備が不十分である。今後、ライフジャケット等の安全装備を中心に整備を進めていく。
・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供							
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	・国が実施する共同点検等で地域住民の参加について検討していく。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・今後関係部署等と検討予定	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・今後、重要水防箇所等の共同点検への参加を検討していく。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーも参加を検討していく。
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練等で行っている。 ・引き続き訓練を実施してもらう。	・毎月のパトロールを行い、伝達の確認をしている。	・災害対策本部(又は安心安全課)から消防団長へ電話連絡している	・消防団が水防団を兼務しており、災害メール及びサイレン吹鳴により情報伝達を行っている。また、情報伝達の確認は火災発動時において行っている。	・八潮消防署から水防団を兼ねる消防団に対して情報連絡を行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。 ・消防団用のデジタル簡易無線を配備している	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。
・水防団同士の連絡体制の確保	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練等で行っている。 ・引き続き訓練を実施し、連絡体制を確保してもらう。	消防本部より、団員へのメール配信や受令機・電話連絡を通して連絡を取っている。 消防本部や消防団(水防団)同士で連絡手段として、無線機を計画的に配備していく。	・電話及び携帯無線機にて連絡を取り合う	・水防事務組合を構成しており、構成市町事務局を通じて、連絡を取り合っている。また、水防事務組合内の連絡手段としてデジタルトランシーバーが配備されている。	・状況により、電話連絡、メール配信で情報連絡を行っている。	・特段、連絡体制について水防計画等に定めていないが、必要であれば無線等で連絡は取れるようになっている	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、指揮本部にて協議の上、管轄する近隣消防への連絡を取り合うこととしている。
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・毎年1回、国の水防演習に職員が参加している。 ・引き続き水防演習に参加していく。	・利根川水系合同水防訓練に職員が毎年約20名と消防団が約15名参加している。	・荒川上流河川事務所が開催している共同点検に参加している。	・利根川栗橋流域水防事務組合において、毎年6月に各構成市町の消防団員を集めて水防訓練を行っている。	・市職員が見学している。	・江戸川水防事務組合の水防訓練について、4年に1度は三郷市開催のため、水防団が訓練を行っている。他市町で開催の場合は分団長等が見学に行く。	・利根川水系合同水防訓練には、排水班である道路課が訓練に参加した。
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	・ホームページ等で常時団員募集を行っている。 ・引き続き募集を行っていく。	団員の募集を検討していく。	・桶川市消防団員を募集している【揭示場所】 ・安心安全課窓口 ・各分団機械器具置場(計10カ所)	・消防団が水防団を兼務しており、消防防災課の消防団係において、消防団員の募集を積極的に呼び掛けている。	・ホームページや消防訓練及び火災予防週間街頭キャンペーン実施時に募集を行っている。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	・消防団のホームページを作成し、随時、組織や活動内容について紹介し、市民への広報活動や募集を行っている。
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	・草加市建設業振興会(市内30社)と災害時の応急対策業務について協定を結んでいる。 ・引き続き、地域建設業者と協力体制についての強化を図る。	・17社の建設業者と13社の電気設備業者と災害時に支援の協定を結んでいる。	・桶川市建設業協会と災害時における応急対策業務に関する協定を締結	・水防支援に特化した協定は締結していないが、市内の建設業組合と災害時応援協定を締結している。	・市内建設業者で組織する八潮市防災連絡会による災害時の情報収集、防災活動の提供。	・市の建設業協会と災害時の協定を結んでいる。 ・水害に関しては土のう、水防活動等の支援を受けている。	・市内の建設業者との協定を締結している。 ・水防事務においては、排水用の仮設ポンプの設置等で、市内の建設業者に依頼している。
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	・地域防災計画(水害編)に記載している。 ・本庁舎周辺が床上浸水等により災害対策本部が設置できない場合は、市内の公共施設等に適宜対策本部を設置する。 ・本庁舎上階の備蓄倉庫設置等検討する。	庁舎敷地内は浸水想定区域内にあるが、各庁舎ごとに非常用発電設備を設けており、それぞれ浸水の影響を受けないよう対策を行っている。また、災害対策本部は市役所2階に設置されるので浸水の影響はない。	庁舎は浸水区域外	・災害対策本部の設置場所は市役所本庁舎内とするが、市役所本庁舎が被災し災害対策本部を設置できない場合は、久喜総合文化会館等の公共施設に設置の可能性を検討し、設置可能な施設に災害対策本部を設置する。	・市庁舎の代替施設として、八潮消防署、八潮メッセを防災拠点と位置づけている。	・今後、震災、水害、などより細かなマニュアルを策定していきたい。 ※災害時行動マニュアルは作成しているが、水害に特定したものではない。	・市役所は高台にあるので、浸水の想定はない。 ・代替庁舎の消防署も浸水想定区域外である。

取組項目	37幸手市	38吉川市	39白岡市	40上里町	41宮代町	42杉戸町	43松伏町
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	・河川区域にある3つの水防倉庫に鋸、掛矢、スコップ、斧、鎌、シート、鉄線、土のう袋、鉄杭を保管している。	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。	・市役所倉庫に土のう、スコップ、ブルーシート等の資機材を保管している。 ・土のうは定期的に職員が作成し、必要な数量を確保するよう管理している。	・土のう、縄、スコップ、シートを役場倉庫等に保管している。	・土のう、シート、注意喚起看板等を役場倉庫に保管している。 ・役場の防災倉庫に内水用の排水ポンプを所有している。	・鋸、掛矢、スコップ、シャベル、照明具、斧、鎌、ソフトロープ、ブルーシート、鉄線、フルコン土嚢、鉄杭	・水防倉庫に保管し、年1回の点検を行っている。
・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供							
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。 ・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。
・水防団同士の連絡体制の確保	・水防事務組合なので、組合内の市町同士、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・水防団同士の連絡体制の確保を検討する。	・具体的な取り決め等はないが、近隣の消防団との連絡は、団長同士または組合を通して行うことも可能である。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、分団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、利根川栗橋流域水防組合にて行われる。	・水防団同士の連絡体制の確保を検討する。
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・利根川水系合同水防訓練に43名の水防団員が参加した。【平成28年度】	・江戸川水防演習を実施済【平成27年度】 ・江戸川水防事務組合の水防訓練について、4年に1度は吉川市開催のため、水防団が訓練を行っている。他市町で開催の場合は分団長等が見学に行く。	・利根川水系合同水防訓練を視察している。 ・市総合防災訓練等において水防に関する訓練の実施を検討する。	・神流川沿岸水害予防組合及び坂東上流水害予防組合が実施する、水防訓練に消防団員・町職員が参加した。	・平成27年利根川水系合同水防訓練を消防団が視察した。【平成27年】	・利根川水系合同水防訓練に65名参加した。	・江戸川水防演習に参加している。
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	・各分団において勧誘活動を行っている。 ・女性団員については、広報誌で募集を行っている。 ・広報紙で女性団員を募集していく。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	・消防団員募集については、随時行っており、広報誌への掲載やポスターの掲示を行っている。	・消防団が水防団を兼務しているため、常時行っている。	・消防団(水防団)については、常時団員募集を行っている。	・広報紙やポスター等の掲示で、募集を行っている。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	市内の建設業者と協定を締結している。	・吉川市建設業協会と災害時応援協定を締結済	・水防活動に特化したものではないが、建設業団体と災害時応援協定を締結している。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・8社の建設業者と災害時の支援について協定を結んでいる。	・資機材の提供等、締結している。	・町内の建設業協会と災害時の支援について、協定を結んでいる。
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	・災害対策本部は市役所2階に設置されるので浸水はないものと思われる。	・庁舎に可搬式の非常用発電機を配備している。	・地域防災計画に水害時の災害対策本部代替施設として保健センター分館と青森中学校を位置づけている。	・災害対策本部を設置する上里町役場本庁舎は浸水想定区域にあるが、地盤も高い位置にあるため、浸水はないと思われる。	・浸水想定区域内に存在するため、今後対応について検討を要する。 ・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・災害対策本部を庁舎2階に設置しているため、浸水想定をしていない。	・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合は、自治体、非常用電源の確保を検討する。 ・災害拠点病院では、水害時対応マニュアルの作成の支援を検討する。

取組項目	47足立区	48葛飾区	49江戸川区	茨城県	群馬県	埼玉県	東京都
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	・東京都水防計画の資材標準備蓄品目を参考資機材を保管している。(足立区水防活動の手引きに記載)	・地域防災計画に定める水防資機材を適切に保管している	・土嚢、鉄線、スコップ、ツルハシ、ブルーシート等を区の資材倉庫に分散して保管している。 ・2ポンプ車1台を保有している。  ・土嚢袋やロープ、ブルーシート等については水防倉庫に備蓄。	・県内に水防倉庫を設置し、水防活動に必要な資機材を備蓄する。 ・毎年定期点検を実施して、倉庫内の備蓄量を確認する。	・県内12土木事務所に水防倉庫を設置し、資機材の整備を図っている。 ・地域防災計画に基づく水防資材の備蓄「毎年」	・水防倉庫の設置。	・水防資機材倉庫等に土のう袋や水のう袋、ショベル、ツルハシ、一輪車等を配備している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。
・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供							
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加する。	・国が実施している重要水防箇所等の共同点検に出先土木事務所、県河川課職員が参加。	・国実施の重要水防箇所等の合同巡視への参加。 ・県管理河川における重要水防箇所合同点検の実施。 ・水防団や地域住民が参加する共同点検に参加する	・国が実施する共同点検への参加を検討する。
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を検討する。	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施を検討する。	・毎年実施している水防訓練には水防団(消防団)が参加しており、区との連絡体制を確認している。				
・水防団同士の連絡体制の確保	・水防団同士の連絡体制の確保を検討する。	・水防団同士の連絡体制の確保を検討する。	・毎年実施している水防訓練には水防団(消防団)が参加しており、水防団同士の連絡体制を確認している。				
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・足立区・消防署合同総合水防訓練(年に1回)を実施している。	・利根川水系合同水防訓練には毎年参加している ・区の水防訓練も毎年実施している	・消防との連携訓練を実施。 ・毎年10名以上の職員が利根川水系連合・総合水防演習の視察に参加。  ・消防との連携訓練を継続。 ・毎年視察を継続することで職員の意識啓発を促す。	・毎年実施されている利根川水系連合総合水防演習への参加。 ・県内の水防管理団体が主催する訓練への参加。	・利根川水系連合総合水防演習に毎年参加。	・利根川水系連合総合水防演習への参加(多数の職員が参加)。 ・水防技術講習会の実施(H28 職員19名参加、事務局6名)。 ・水防管理団体が行う水防訓練、講習会に参加(12箇所、職員23名参加)。 ・県職員を対象とした水防工法講習会の実施(職員複数名参加)。	・利根川水系連合総合水防演習への参加。
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	・広報誌やホームページ等での募集を検討する。	・広報誌やホームページ等での募集を検討する。	・あらゆる機会を捉え、消防団員の募集広報活動を行い消防団員の拡充を継続的に図っている。【継続中】				
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	・足立区建設業協会と災害時における応急対策業務に関する協定書を締結し、支援体制を確立している。	・建設業協会と災害時における応急復旧活動の協力に関する協定等を検討する。	・39社の区内建設業者と災害時の復旧作業について協定を締結。 ・協定を結んでいる地域の土木・建設業者も組み込んだ水防訓練を実施。				
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	・区庁舎の対応マニュアルは庁舎管理課で作成している。 ・災害拠点病院の対応マニュアルはそれぞれで作成している。	・区防災課の水害時対応マニュアルを策定中。 ※災害拠点病院でマニュアルを策定しているが把握していない ※利根川上流部で決壊した場合には、区本庁舎や区内の災害拠点病院も浸水することが想定される	・区役所1階部分水没、2階に非常用電源あり。	・県庁舎については、浸水の可能性はない。 ・豪雨災害の課題等を踏まえた災害対応マニュアルの見直しを実施予定。	・伊勢崎佐波医師会病院では、災害対策本部を水害時については2階以上の会議室等でも活動可能である。対応についてはマニュアル化していない。 ・伊勢崎佐波医師会病院は立地近辺では0.5m未満の浸水被害が予想されている。浸水時の患者搬送等は消防所有のボートにより搬送する。対応についてはマニュアル化していない。 ・伊勢崎市民病院は、毎年1回、災害医療活動訓練を実施しており、平成28年度は水害対応訓練を計画している。災害医療活動訓練を行うべく災害医療活動ワーキングチームを設置し検討している。 ・災害対策本部(伊勢崎行政課事務所)は、水害対応マニュアルを今後整備予定。	・浸水想定区域外のため、埼玉県本庁舎にはマニュアルは存在しない。 ・浸水の可能性も少ない。 ・災害拠点病院に関しては、浸水被害が想定されている災害拠点病院においては、水害について言及した災害対策マニュアルを作成している病院がある。 ・水害対策未実施の災害拠点病院については、対応策を検討していく。	・都庁舎(災害対策本部)については、浸水想定区以外にある。 ・災害拠点病院などに対し、防災訓練の説明会や地域災害医療連携会議などの場を通じて、BCPの策定を働きかけている。

取組項目	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	06五霞町	12伊勢崎市	15玉村町	21さいたま市	22熊谷市
	取組			取組	取組	取組	取組	
<b>2)ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組</b>								
<b>■氾濫水の排水、施設運用等に関する事項</b>								
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	・排水機場や水門等の運用、緊急時に備えた排水ポンプ車の等の適切な配置と整備を行う。			・操作規則等に基づき洪水時の操作を行っている。	・市内の堰、水門の開閉操作を行っている。また、各堰、水門において操作責任者を設け、操作の一部を地元の区長、水利組合等に依頼している。 ・北向樋管、柴町樋管の操作については、国土交通省から委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法が規定されている。	・排水資機材は消防車両のみ。 ・高崎河川国道事務所から、烏川に関して樋管操作点検(5箇所)を委託されている。 ・情報共有が図れており、排水資機材の借用も可能。	・樋管の操作について、国土交通省より委託されており、操作要領に基づき操作している ・同様に、排水機場の操作について、埼玉県より委託されており、操作要領に基づき操作している	・市内8箇所の排水機場を運用(男沼・奈良川・道開堀・鉄瀬・さすなへ・豊通・旧福川・新奈良川) ・男沼排水機場は男沼樋管を国土交通省から委託を受け「男沼樋管操作要領」により洪水時の操作方法は規定されている。 ・地区住民への周知はしていない。
<b>■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施</b>								
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	・排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水施設の運用や排水ポンプ車の適切な配置等、緊急排水計画(案)を作成する。			・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	・緊急排水計画(案)に基づく排水訓練を実施する。			・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。
<b>■BCP(業務継続計画)に関する事項</b>								
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	・水害時に事務所機能を維持するBCPの改訂を行う。		・水害時に組織の機能を維持するためのBCPを策定する。	・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	・BCPを作成予定。【平成28年度中】	・ICT部門のBCP(初動版)策定済。【平成27年度】 ・庁舎等のBCPIは作成検討中。 ※玉村町公共下水道事業に係るBCPIは策定中。【平成27年度～】	・非常時優先業務の選定や事業継続における現状の課題等をまとめた「さいたま市事業継続計画【地震災害編】」を策定。【平成24年度】 ・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	熊谷市業務継続計画<地震編>については、平成25年3月作成済みである。 ・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。
・水害に対応した企業BCP策定への支援	・水害に対応した企業BCP策定への支援を行う。			・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・企業からの依頼があれば対応予定。
<b>■生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用</b>								
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用				・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・食料や飲料水、資機材等の供給や、応急復旧の協力等、民間企業や公共機関と協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定の締結を検討する。	・物資の供給や情報発信等に関する協定を締結している。	・(自治体を除く)各種団体・民間企業等計44件の災害時応援協定を締結している。

取組項目	23行田市	24加須市	25本庄市	26春日部市	27羽生市	28鴻巣市	29深谷市
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
<b>2)ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生</b>							
<b>■氾濫水の排水、施設運用等に関する事</b>							
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	・ポンプ場の運転状況について随時監視しており、故障などが発生した際は、メールで職員個人のアドレスに状況通知を送信することで、情報の共有化に努めている。	・国、県との協力体制を含めて対応を検討していく。	・消防団車両及び消防本部車両による排水を考えている。	・市で管理する各ポンプ場、排水機場の運転操作マニュアルを作成し、均一な運転管理に努めている。 ・ポンプ場の運転状況について随時監視をしており、故障などが発生した際は、メールで職員の個人アドレスに状況通知を送信することで、情報の共有化に努めている。	・可搬式排水ポンプを所有している。 ・操作方法は、毎年行われる操作講習会に参加し、修得を図っている。	・市内排水施設4箇所あり ・排水ポンプあり	・市内4機場のうち、2機場は業務委託を行っており、1機場は県から委託を受けて市が操作、1機場は自動運転となっている。 ・国所有の樋管があり、市が委託を受けており、地元自治会長に操作員を担ってもらっている。樋管については契約における操作規則がある。 市所有の樋管については、地域住民への操作委託を行っている。 各操作状況の地区住民への周知はしていない。
<b>■排水計画(案)の作成及び排水訓練の事</b>							
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	・協議会において検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成する予定。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	協議会関係機関、自治体が共同して作成する予定。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成する予定。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。
<b>■BCP(業務継続計画)に関する事項</b>							
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	・地震編の業務継続計画については、平成25年3月に作成。 ・地震編の業務継続計画を見直す際に、水害時の計画を盛り込むよう努める。	・地域防災計画に基づき、震災及び風水害対策とに分けた業務継続計画を策定済み。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「本庄市事業継続計画」を策定。【平成26年】	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や代替施設などを定めた「春日部市業務継続計画(BCP)」を策定。【平成26年】 ・策定後も、業務の入れ替え、被害種別の追加等により随時更新している。	・市のBCPを策定予定。【平成28年度】	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「鴻巣市事業継続計画」を策定。【平成25年度】	・事業継続計画を作成済み。 ・市のBCPを更新予定。【平成28年度】
・水害に対応した企業BCP策定への支援	・水害に対応した企業業務継続計画策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定への支援を行う。	・企業からの依頼があれば対応予定。	企業からBCP策定について相談があった場合には、埼玉県が行っているセミナー等の制度を案内していく。	現在、当市のBCPを策定中のため、策定完了後に企業等への支援も検討していく。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・企業から相談があれば対応する。
<b>■生活再建及び社会経済活動の回復のため</b>							
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種企業等と災害時応援協定を締結している。 ・各種の生活再建に係る被災者支援制度を周知・活用する。	・災害時の応急復旧や物資の提供等について、企業、団体、公共機関と災害時協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種企業や団体と災害時における相互応援協定を締結している。

取組項目	30草加市	31越谷市	32桶川市	33久喜市	34八潮市	35三郷市	36蓮田市
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
<b>2)ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生</b>							
<b>■氾濫水の排水、施設運用等に関する事</b>							
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	・国や県から排水機場や水門操作について、委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・操作規則を基に職員の操作研修を実施していく。	・排水施設については、操作規則等で運用している。 ・排水計画とは別に、現在毎月1回以上の定期点検を行っている。	・操作規則等に基づき洪水時の操作を行っている。	・排水施設あり。 ・排水資器材は、ポンプを保有している。	・操作規則等に基づき各施設の操作運用を行っている。(ほぼ自動運転)	・市内の河川(大場川)排水機場の操作について、埼玉県より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・市内各所の排水ポンプ施設については市職員が操作・運用している。 ・三郷放水路については国交省が管理している。	・排水機場マニュアルに基づき、各施設の操作運用を行っているところであり、主要な施設については、担当職員に操作説明会を実施している。 ・道路冠水の恐れがある箇所については、地元住民に排水ポンプ稼働状況や水位について報告を行っているところである。
<b>■排水計画(案)の作成及び排水訓練の事</b>							
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を踏まえ、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成を検討する予定。	協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成していく予定。	協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成する予定。
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施について検討する予定。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。
<b>■BCP(業務継続計画)に関する事項</b>							
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	・草加市業務継続計画を策定した。【平成26年度】 ・水害時における行政機能維持を目的としたBCPの策定を検討する。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「越谷市業務継続計画」を策定している。業務継続計画は、震災を想定しているが、水害時においても応用可能と考えている。	・BCPを作成予定。【平成28年度中】	地震や新型インフルエンザ等に係るBCPについて策定済みである。 ・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	特になし ・地震編は策定済みであるが、風水害編は未策定である。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「三郷市事業継続計画」を策定予定。【平成28年～】	・業務継続計画を策定済【平成27年】
・水害に対応した企業BCP策定への支援	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・企業から要望があれば、水害に対応した企業BCP策定支援を検討していく。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	企業からの要望に応じて対応予定	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討・実施する。
<b>■生活再建及び社会経済活動の回復のため</b>							
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	・各種団体・企業と、食料品、衣料、日用品、燃料の供給、救援物資提供等に係る協定を締結している。 ・引き続き、団体等と食料品等の供給、救援物資提供等協力体制の強化を図る。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・桶川市建設業協会と災害時の支援についての協定を締結している	・約30の民間企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・市内の建設業者他と協定締結済

取組項目	37幸手市	38吉川市	39白岡市	40上里町	41宮代町	42杉戸町	43松伏町
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
<b>2)ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生</b>							
<b>■氾濫水の排水、施設運用等に関する事</b>							
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	・倉松川及び大中小河川へ排水するために市内各所に排水ポンプを設置している。	・市内に2つの雨水ポンプ場があり、市職員が操作を行う。 ・ポンプ場の運転状況について随時監視をしており、故障などが発生した際は、メールで職員の個人アドレスに状況通知を送信することで、情報の共有化に努めている。	・一部ポンプ場にて操作規則あり。また、操作規則の無いポンプ場については排水施設設置時に河川への許可放流量に従い設置し、排水開始水位については近隣市との取り決めにより決定している。	・JR高崎線のアンダーパスに、排水ポンプを設置し運用している。	・排水機場の操作については、県との協定により規定されている。	・町内に排水機場あり。 ・操作、運用の取り決めについて策定していない。  ・操作規則を作成し、的確な洪水時の操作を実施していく。	・排水ポンプ施設有り ・操作、運用の取り決めについて策定していない。  ・操作規則を作成し、的確な洪水時の操作を実施していく。
<b>■排水計画(案)の作成及び排水訓練の事</b>							
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成する予定。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・計画作成後に訓練を実施し、計画を検証する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。
<b>■BCP(業務継続計画)に関する事項</b>							
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「幸手市事業継続計画」を策定。【平成25年】	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「吉川市事業継続計画(震災編)」を策定予定【平成28年度】 ・「吉川市業務継続計画(水害編)」の策定を検討【平成29年度～】	・平成29年度完成に向けて、作成の準備を進めている。	・町役場の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「上里町業務継続計画」を策定。【平成25年2月】	・役場の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「宮代町事業継続計画」を策定。【平成25年】	・杉戸町業務継続計画(震災編)と新型インフルエンザ等に係るBCPを策定している。  ・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	・事業継続計画を策定している。
・水害に対応した企業BCP策定への支援	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・企業からの依頼があれば対応予定。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検討する予定。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。
<b>■生活再建及び社会経済活動の回復のため</b>							
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体、企業等と災害時応援協定を締結しているが、今後も協定の充実にも努める。	・各種団体、企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定の締結を検討する。

取組項目	47足立区	48葛飾区	49江戸川区	茨城県	群馬県	埼玉県	東京都
	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
2)ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生							
■氾濫水の排水、施設運用等に関する事							
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	・内水氾濫が頻繁に発生しやすい箇所やアンダーパス部には、排水ポンプが設置してある。水害時に運用している。 ・FAXによる情報伝達により、排水機場や水門の稼働状況を把握している。	・葛飾区水元小含溜浄化施設等操作规程に基づいて操作する。 ・排水機場の稼働状況等については、必要に応じて区ホームページ等で周知する。	・緊急時に備えた排水ポンプ車等の適切な配置と整備を河川管理者に求めていく。	・排水ポンプ設置箇所に関する必要な情報の提供。	・県操作施設、委託地元業者操作施設がある。何れも県において出水期前に操作点検を実施している。 ・操作規則により、操作方法は規定されている。 ・人家に近い箇所は、アナウンスにより周知を行っている。	・国と県で、排水機場に万が一トラブルが発生した場合に相互協力して排水機場を運転する協定を結び危機管理体制を強化している。 ・国の水門の操作について、操作要領や覚書を締結している。 ・操作時の周知はしていない。	・排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の事							
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・各関係機関、自治体と連携して排水計画(案)について検討していく。	・市町における緊急排水計画(案)の作成を支援する。	・色業東部第1排水機場(板倉町管理)と色業東部第2排水機場(群馬県管理)において、操作時の情報を共有している。	・情報共有として関係機関へ操作前後に連絡をいれている。	・協議会において、排水施設等の情報共有を行い、緊急排水計画(案)の作成に向けて協力する。
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・各関係機関、自治体と連携した訓練実施について検討していく。	・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力をを行う。	・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力をを行う。	・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力をを行う。	・緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力をを行う。
■BCP(業務継続計画)に関する事項							
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	・事業継続計画を策定している。	・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	・江戸川区業務継続計画(震災編)を策定。 ・今後、江戸川区業務継続計画(風水害編)について検討する。	・BCP(地震)を策定済み ・水害時に行政機能を維持するためのBCPを策定する。	・大規模災害等発生時に、最優先すべき災害応急対応業務や継続の優先度が高い通常業務を選定し、業務実施に必要な資源の確保、配分などを定めた「群馬県業務継続計画」を平成24年度に策定。	・埼玉県業務継続計画を策定。同計画は、東京湾北部地震を危機事象とするが、他の災害などの危機事象についても応用が利くものと考えられる。【平成20年度】	・災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最短で事業の復旧を図るために事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定めた「東京都のBCP(事業継続計画)」を策定済み。
・水害に対応した企業BCP策定への支援	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討・実施する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・企業や団体向けの防災講演会等をおとして、BCP策定の重要性について啓発していく。	・水害に対応した企業BCP策定を支援する。	・平成26年2月に東京海上日動火災保険株式会社と「県内中小企業のBCP(事業継続計画)策定支援に関する協定」を締結した。 ・BCP基礎セミナー、BCP策定支援ワークショップ、BCMセミナーを開催している。 ・BCPを策定しようとする企業に個別支援を行っている。	・埼玉県産業振興公社と連携し、BCP策定に関するセミナーを開催しているほか、会社による専門家派遣制度を活用し、BCPを策定しようとする企業に対して個別支援を行っている。【平成17年～】	・BCP策定支援事業を実施し、普及啓発セミナー、策定支援講座、専門家派遣、フォローアップセミナー等を行うことで都内中小企業のBCP策定を支援している。
■生活再建及び社会経済活動の回復のため							
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・物資の優先供給等の災害時応援協定は複数締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 ・民間企業等との災害時協力協定 90協定(平成28年12月1日現在)	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。